
平成25年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第4日)

平成25年9月12日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成25年9月12日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(20名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 堀江 政武君	14番 小宮 教義君
15番 初村 久藏君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	19番 兵頭 栄君
20番 山本 輝昭君	21番 作元 義文君

欠席議員(1名)

18番 大部 初幸君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
地域再生推進本部長	平間 壽郎君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	桐谷 雅宣君
政策監	平山 秀樹君
総務課長	根ヶ 英夫君
市民生活部長	藤田 雄二君
福祉保健部長	多田 満國君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育部長	豊田 充君
美津島地域活性化センター部長	八坂 一義君
豊玉地域活性化センター部長	梅野 泉君
峰地域活性化センター部長	志田 博俊君
上県地域活性化センター部長	川本 治源君
上対馬地域活性化センター部長	島居 清晴君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） ただいまから議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（作元 義文君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は4名を予定しております。

それでは、届け出順に発言を許します。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） おはようございます。きょうは、私がトップバッターでございます。市民の声を活かす、市民の市政をモットーに頑張っております14番議員の小宮教義でございます。私の持ち時間は、わずか50分でございますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

この日曜日に、東京オリンピック、そしてパラリンピックが、2020年が決定をいたしました。56年ぶりということですから、今、私が58歳でございますので、私がちょうど9歳のころでございます。オリンピックのことは、ほとんど頭に描くことができません。この2020年の東京オリンピック、パラリンピック、これは現安倍政権の第4の矢というわけでございますので、これを機に、デフレからの脱却に加速を加えていただきたいと思います。

その一方、今、国際的にはいろいろございます。今、アメリカがシリアに対して、軍事介入をしようとしております。軍事介入すると、中東が不安定になります。そうすると、対馬の油も上がります。対馬の皆さんが、大変困る状態になるわけでございます。ぜひ、今進めておりますロシアとの調停案、これを早く受け入れていただいて、戦争だけはないようお願いをしたいと思います。

それにしても、この日本、ことしは、まあ暑い暑い夏でございました。四国には、アユで有名な四万十川がございますが、その上流に四万十市がございます。ここで、8月の12日に41度、これは日本の記録の更新でございます。そして、我がこの対馬も、19日に36.2度、この新しい気温の更新をしております。まあ、暑いのはすごかったですよ。外に出ると、このぼんのかそが煮えたぎるような、まさに暑い夏でございました。こんなに暑いと、人間だけじゃなくて、動物もまた大変でございますよ。

何か、副市長は、いつも私のことをにらんでるようでございますので、少しは笑ってくださいよ。（笑声）

新聞に（発言する者あり）（笑声） こういうのがあるんですよ。これは、宮崎の日向市ですよ。「猿の被害やまず議会中止」という記事なんですよ。これは、こう書いてありますよ。猿による住民へのかみつき被害が、宮崎県日向市で拡大をしておるんだと、被害が出てどうしようもないということなんですね。そして、この日向市の市議会では、9日から11日の間に——私どもと一緒に日にちでございますが——一般質問が予定をされていたが、黒木市長は、職員が猿被害への対応に追われて、答弁書の作成などの準備が難しいということで、議会が中止になっておりますよ。被害と言えば、対馬はイノシシ、鹿がございますが、このイノシシ被害の影響で、議会の答弁書が作成されなくて議会が中止にならないように、ぜひ、市の幹部の方には重ねてお願いをしておきます。

先日の波田議員の一般質問にもございましたが、市職員による、ミスによる家賃の取り過ぎ、それに対する利息1,200万円、これは、全て市税で穴埋めしております。市民の税金で穴埋めをしたわけでございます。この前の懲罰委員会があったそうでございますが、紙による戒告もなく口頭注意という、誰が責任をとるのか、波田さんの質問にもありましたように、責任は全てトップがとる、これは行政も一緒です。民間企業も一緒。ならば、責任をとらなければならない。それは、市長は2期すれば、約4,000万円の退職金が出るわけでございますが、それもひとつ考えてみてはいかがでしょうか。

それと、前回の懲罰委員会、身内だけの非常に甘い処分であったが、私が前回のときにもお話ししました、再度委員会を開いて検討してみてもどうかとお願いしておりましたが、その分についてはどうなったでございましょうか。重ねてお尋ねをいたします。

では、さきに通告しておりました一般質問の3点でございますが、まず1点につきましては、当初の議案、第75号議案で質疑を十分にさせていただきましたので、この分については割愛をさせていただいて、2点だけ市政一般質問をさせていただきます。

まず第1点、病院跡地利用について。

これについては、巖原地区の区長さんから連名で陳情書が市のほうに出されておるとお聞きをしております。巖原市民皆さんが、できるものならば残していただきたいと思っておりますし、市長の公約でもありますので、ぜひという強い要望でございました。この跡地の利用については、現在、跡利用計画検討委員会が3回行われております。その進捗状況についてお尋ねをいたします。

そして2点目でございますが、市の組織のあり方についてということでございます。

さきの6月の定例議会の最終日に、市長の最後の挨拶の中に、政策マネージャーが辞職をしたんだと、一握りの、一握りの人によって、辞職をしたということですね。一握り、どれだけ握ったかわかりませんが、まあ、握りと言えばこっちの話になりますけども、今、巖原港に回転ずしができております。あそこの握りは、非常においしゅうございます。これで言う握りとは何なのか、一握りとは何なのかということでございます。6月の市長のその挨拶のときに、その言葉を発するとき、私のほうにその冷たい目が向いたようにございますが、私も入るのかなと思っておりますけども、一握りとは一体何ぞや、これについて。

2点でございます。よろしくお願いを申しあげます。

長かったな、前置きが。

○市長（財部 能成君） まず、最も簡単な答弁からさせていただきたいと思っております。

最後の一握りの分でございますが、本人との私の面談の中で、本当一握りの、一人の方の誹謗中傷によって、その一人の方の固有名詞は本人は出されました。もう、それ以上言えば、十分に、

今まで議会の中で誹謗された方のお名前が、そこでは出てきたということにとどめたいと思います。冷たい視線を自分に送られたという話がありましたが、そういう部分、十分にそこを理解をしていただければと思います。

先ほど、冒頭に世界の情勢、日本の情勢、さまざまなお話がございました。大変、コメントの中で、やはりその戦争のない世界というのを望むんだというふうな小宮議員の考え方、「あ、これは、きょうはバトルにならない」というふうに、私は逆に感じました。できれば、41度、36.2度の、そこまで熱くならない論議で終わればと思っております。

最終の分はそれで答弁とさせていただきます、最初の分につきまして、いづはら病院、中対馬病院跡利用計画検討委員会の進捗具合ということでございますが、これにつきましては、私、答申をいただく立場にあります。最終答申というのを、私は待ち望んでおる状況であります。この途中経過というものについては、私のほうには、当然ながら、ホームページ等で私も見させていただく状況であります。

第3回の会議が、去年の12月19日にあり、3月27日に2回目があり、3回目が先ほど言いました7月17日に開催をされております。委員会の内容というのは、委員の皆様、市民の代表の皆様も入って論議がされてるようであります。市民代表の委員のほうからは、先ほど、いづはら区長会のお話がありましたけども、病床を有した病院が必要なんだと、そして、それに老人介護施設をミックスした施設が望ましいという意見が出されたというふうに、報告を、当然受けた次第でございます。

県が定めてる医療計画の問題について、小宮議員と何度となく論議をするわけですが、現在、この医療計画上の基準病床の取り扱いについて、私どもは勉強もさせていただき、そして県のほうに対し、「医療計画における基準病床数の算定に関する要望書」というものを、私自身は中村知事に提出をさせていただきました。何度となく、この場でも言っておりますが、離島振興法10条第8項にうたわれている部分、法で定められた部分を、きちんと基準病床数の算定基礎に盛り込むことを県はしないとイケないというのが基本的な考え方で、要望を知事に、私自身は出している段階であります。

以上で答弁とさせていただきます。

済いません。（「いいよ、いいよ。もういい」と呼ぶ者あり）いや、あの、1点だけ。申しわけありません。

住宅、家賃の問題、懲罰委員会のお話がございました。それについては、懲罰委員会の委員長として、高屋副市長のほうに答弁をさせます。

○議員（14番 小宮 教義君） 答弁いらんですよ。それは通知してない分だから。

○市長（財部 能成君） ああ、そうですか。

○議員（14番 小宮 教義君） うん。時間がない。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この一握りの意味がやっとわかりましたですね。それは一握りじゃなくて、「一人の人に」というふうに言っていただければ、私も非常に理解しやすいんですけども。一握り、そして議会での話もありましたんで、それを重ね合わせると、私しか映らないわけでございますけども。まあ、私ごとき人間に言われたから、ねえ。

先ほど、誹謗中傷と言われましたけれども、私は誹謗中傷はしてませんよ。そこを理解していただきたい。まあ、それは、さっきの話は、また後で。

まず前段の、この病院なんですけど、私の通知の中には、3回行われた進捗状況ということですけども、それは当然市長のほうに答弁が上がります。結果がですね。それを見る立場ということでございますよね。それは理解はできますが、よく市長は、テレビでもそうですが、ケーブルテレビで、いつぞや記者会見のときに、対馬市民の命の大事さというのを、機会あるごとに市民にお伝えをされておられます。

第1回目の検討委員会の資料がここにありますけど、この中で、人の命の尊さをこのように言っておられます。まず、メンバーの委員が発言をいたします。この委員は、病院企業団です。

「新病院と競合するのではないかと懸念をするが」と、こういう文面がありまして、それに対して、市長は非常にすばらしい、命を守るための発言をされておりますよ。「病院企業団としての経営も十分理解できるが、それ以上にもっと考えてほしいのは、対馬市民の命をどんなふうにして守っていくのが根本だと思っている。自分たちの経営がありきではないと思っている。その経営を存続させるために、このような計画はあるのではないんだ。市民の命を守るためにあるんだ」と、これほどすばらしい発言をされておられますが、今でも、この市民を思う心、気持ちはお変わりはないんでございましょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の読み上げられました方向というのは、全くぶれてないと思っております。

ちょっと話は戻りますが、誹謗中傷の件に答えさせていただきたいと思いますが、誹謗中傷「された」というふうに感じてるのは、その方の捉え方でございますので、一握りの方が誹謗中傷をした考えはないと、仮におっしゃられても、捉える方の問題でございますので、その点は食い違いがあるのかなと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この一握りの話は、2番目にいたしますから、十分にですね。

まず、この病院を片づけたいと思いますが、そこまで市民の命を考えるということはすばらし

いことですよ。これは、当然、トップとしては当たり前のことでございますが。

この新しい新病院が、美津島町に決定をしたのは、たしか23年の3月の18日だと思います。そのときに、市長は壇上で、確かにいづはら病院跡地についても、活用についても、発言をされておられます。そして、これに至るまで、例えば、病院が企業団が中心となつてつくってありました新病院建設推進管理会議というのがございます。これ、二、三年かけてやっておるんですが。そして、市が中心となっております対馬市新病院建設基本計画検討委員会と、こういう二本立てで今回の病院の建設の基本をまとめたわけでございますが、この2つの委員会の中で、それほどに市民の命を大事ということであれば、この中に計画として盛り込むか、盛り込むことができなくても、案としての提示はされたのでございましょうか。そんなに市民の命を大事と思うなら。どうなんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 2つの会議があったんだと、その案の中に盛り込むべきではないかという御発言でございますが、それについては、私のほうも、全く参加をしてる委員会でもありませんし、こちらがこういう案でどうかというふうな、旧来のようなやり方で答申を求めているわけでもございませんので、皆さんの方向性というものをお聞きする、出していただくという委員会だったんじゃないかというふうに、私は捉えております。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この2つの委員会は、市長は出席してないかもしれないが、でも第1回目のときには挨拶もしておられますね。この対馬市の基本計画のときにはですね。公文書として残ってるわけで、挨拶しておられますよ。

そして、さっき言った第1回目のときには、このように挨拶されておられますよ。挨拶やなくて、その中で質疑応答がございましたが、「今回は、いづはら病院と中対馬病院の統合で、豊玉診療所はこれまでどおり継続し運営をする」と、こういう話もされておるわけですから、必然的に、それだけのいづはら市民の命を大事にするならば、このときに、この質疑応答の中でも加えるべきではなかったんですか。当初から、その、そのものは、考えすらなかったというふうな捉え方になりますけども、どうなんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その会議の第1回目というのさえも、私のほうは失念しておりますが、いつの時点の会議かを、まず教えていただけませんかでしょうか。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 第1回目、平成22年11月の17日の会議ですよ。時間が16時15分から18時50分ということです。

それと、先ほど、これもそうですが、両方に市の関係者は出席しておるんですよ。推進管理委員会もそうです。市の幹部の方がおいででございますよ。特に、対馬市を中心とした検討委員会、これは、さらに対馬市の幹部の方も入っておりますよ。もしそういうことが、頭の中に少しでもひらめいたならば、かすめたならば、やはりそこに指示を出して、こういうことが言っとつくと、命の大事さはこうなんだからという考えも、そこに入ってもよかったんじゃないですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 22年の11月の会議だというふうにおっしゃられました。先ほど、私のほうが方向性を出したのが、23年の3月18日の最終日でございます。それらの期間的な差もありますし、その間に物事をしっかりと捉えて考えていくというふうな、企業団の方向性とかいうのも徐々に見えてくるとか、いろんなことがあった期間だというふうに、自分自身は今振り返っております。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 先ほど申しました、23年の3月の18日には決定をするんですよ。決定をするということは、どういう状態でこの対馬の医療圏をどうするのか、そして、どういうふうな配分にするのかということを決断をして、そして、建設場所を先ほど申しました新設地に決定したわけですよ。物事は、その前で決まるわけですから、その後がどうのこうのじゃなくて、その前提が大事なんですから、その前提において、そういう発言が一回もなかったのかということなんですよ。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その間において、市民の意見等をずっと聞く機会があったわけですし、市民への働きかけっていうのもそれぞれでやってきた中で、3月18日、私は誰とも相談することなく、前の日の8時に、その方向性というのを副市長に初めて、こういう決定であしたは臨むということ、8時だったと思いますが、それまでは、一切、自分自身の中で組み立てをずっとしてたというふうに御理解をいただければと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 物事というのは、順序があるんですよ。病院決定ということは、その規模がそこで決定するんだから、当然、企業団としても、対馬全体の医療体系をそこで確立するんですよ。そして、新病院に挑むんですから、その前にそういう話がなかったということは、常識的に考えて、冒頭からですよ、冒頭から、いづはらの病院の跡地については考えがなかったというふうに、私は理解をしております。

そして、ちょっと次にいきますけども。

○議長（作元 義文君） ちょっと待ってください。答弁があります。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 対馬島民の医療を守っていくために、物事の組み立てをしてる。その中には、当然、厳原の方々、それも含めて、私自身はしっかりと考えたつもりです。（「はい」と呼ぶ者あり）病院企業団が、自分らの経営ありきでの計画をしてもらっちゃいかんと（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）という考え方でおりまして、小宮議員がおっしゃってあることは、厳原にその病院をつくることを、あたかも反対されてるような方向性で聞こえて、私にはなりません。できれば、厳原にこの病院を設置することに向かって、一緒にお力を出していただきたいということをお願いをします。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 冒頭申しましたように、厳原市民はそれを望んだわけですよ。ただ、今までの経過として、それだけ大事ならば、そういう大きな会議に自分が行けなくても、部下に指示を出して、そういう内容の発言をさせたらどうかということだったんですね。まあ、そりゃ、いいでしょう。

それで、次の問題ですが、市長はこの前の一般質問の入江さんの質問、あのときにも、いつはら病院の跡地については民間でやるというふうな、経営をですね、いう話をされておりましたが、その分はそれでよろしいんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 地方公共団体が直営でやる考えは、私の中には全くありません。そういう意味で、民間という表現をさせてもらいました。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） ということは、市長がよく言われる地域医療協会、そこが主になろうかと思うんですが、そこが単独でやるということなんでしょうか。それとも、市長は指定管理者制度に基づいてやるということでしたから、それも重ね合わせてやられるんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 指定管理者制度もあるでしょうし、入ってきていただける法人の考え方もあるだろうと思います。何はともあれ、この検討委員会において、答申を出された後に、即座に動き出しをしたいというふうに、前回は申し上げましたが、私は待ってる状況であります。その後、どういう手法で物事をやっていくかの交渉はしていきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 地域医療協会が指定しても、例えば対馬市が指定をして、指定管理者制度において、その振興協会に運営を任せたとしても、今、対馬地区の3病院が運営できるのは、国の特別交付金があるからなんですね。その個人病院、個人で経営する、そして指定管理者制度において公的病院になったとしても、今ある病院があるんだから、この交付税措置はで

きません。今でも、いつはら病院には3億から4億を出しよるんですよ。そして、個人が仮に来たとしても——そこで絶対ありませんけどね、病院はできないんだから——来たとしても、このような交付金措置はできないんですよ。すると、市が負担をしなければいけない。私の計算では約1億2,000万円ぐらい、毎年毎年生財源で負担することになりますけど、そういうところまで考えての民間経営ということなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） どうも話を聞いておりましたら、小宮議員は巖原地区に病院を設置することには、反対の考え方をお持ちなのかなと思われてなりません。決して、私どもはそういう考えではなく、巖原地区の人たちに、いかにすれば安心した生活ができるかを（「うん、ごもつとも、ごもつとも」と呼ぶ者あり）念頭に考えていきたいと思えます。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 私は、冒頭申したように、巖原市民は望んどるんですよ。それで、あとのとこで提案しますけれども、こういうふうにしたらできるんじゃないかということ。反対だけじゃございませんよ。先ほど言ったように、大変心配してあるんですから。だから、後でちょっと内容的なもの、説明いたしますけど。

だから、もしするとすれば、そういうふうなすごい赤字になります。これは、生財源で埋めることとなりますが、その根拠は、ここに医療関係の財政の規約がございます。その中にうたっておりますので、よく見ていただければ、その交付金ができないということはすぐわかりますから。

それと、この基準病床数が一番問題になるわけですが、これは第2回目のこの委員会のときに、これは委員会のやつですから、後で報告聞くということだけでも、ここは確認していかにかいかなんと思うんですが、2回目のときに、2回目もございますし、3回目もございます。時間ありませんから、3回目のほうがおもしろいかと思いますが。失礼ですね、内容的には充実しとると思いますが。

これは、第3回委員会の際の委員の発言です。これは、県から来た委員ですよ。こうしてますよ。最も代表する基準病床数については、こういう発言してます。「基準病床数は、基礎数値に基づいて計算に当てはめて決めるもので、県独自で決定はできない。改正離島振興法においても、かなりハードルは高いものと思われる。県の医療審議会において協議をされ、最終的には厚生大臣へ了承するものである。非常にハードルは高い。最終的には国の判断によるんだ」と。例として、「壱岐においても同じような基礎数値の中で計算をしておる」ということなんですが、非常にハードルは高いんですよ。

そして、離島振興法と言われるけれども、市長は、私が12月、同じような質問したときに、こうも言っとるんですよ。これは12月ですから、たぶん、県に行かれたのは8月か9月でしょ

う。24年の半ば過ぎですよ。「既に県の医療審議会には伝えておるんだ」と、「今回の改正離島振興法にうたっておる、離島における診療病床数の確保で、県にはどう考えてるのかということでお伝えしてきた」ということですよ。もうこのとき既に、離島振興法も交えた25年3月の長崎県医療計画の作成の中にも、十分これは入っとるんですよ。入っての今の結果なんですよ。そして、今、再度出されておるということですけども、そりゃ、楽しみにしたいと思いますが。

だから、基準病床数は、もう幾ら言っても一緒です。ふえることはございません。これは決定です。私が前回お話ししたように、知事の答弁書もいただいています。認めることはできないということですから、新しい病床数はですね。じゃ、どうすればいいのかということですよ、基本的には。幾ら病床数上げろ、上げろ言ってもだめなんです。じゃ、どうしたらできるのか。できるのは、今の長崎県病院企業団だけなんですよ、法律的には。これしかできない。そして、市長が心配する64床の過剰病床、これについても、現在の医療圏であれば、企業団であれば、関係ないんですから、企業団しかできないんですよ。これしかできないんです。

それで、今のいづはら病院、あの後には、たしかに企業団の考えもあるでしょう。あるけれども、やはり新病院ができるんだから、それに対して、対馬全体の医療体系がまとまるまでの間、例えば3年でもいいじゃないですか、5年でもいいじゃないですか。特に、いづはら病院には透析もごさいます。だから、期限を切って、3年なら3年、5年なら5年と区切りを切って、特定の病院、余り費用がかからない病院にしなけりゃいけない。そうすると、入院だけでもいいじゃないですか。そういうふうな形でできるのは、企業団しかないんですよ。これしかないんですよ。そうすると、県が出そうとするこの結果。多分、来月ぐらいに出ますよ、結果は。でも、結果はもう、私、確認しました。今、長崎県に頼んである、見直しの分、頼んでますよね。その分については、近日のうちに返答するということですから、そうです、そうです。そして、その結論は、もう決まっています。結論は決まっとるんですよ。結論はできないのは決まっとるんだから、そういう結論を待つよりも、さっき言ったような、長崎企業団にまず頭を下げて、1回も頼んだことはいっていいということですから。いいじゃないですか、頼めば。頼んで、膝を交えて話して、ずっとじゃなくてもいいじゃないかと、期限を切ってやろうじゃないかと。そのためには、療養病床でもいいし、一般病床でもいいじゃないかという話をされたらどうなんですか。どうですか。それしか、道ありませんよ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の医療計画の考え方は、今おっしゃられたように、既存の病院を庇護していく基準病床の考え方で成り立っています。そういう意味において、今おっしゃられた、現法人がそのまま経営をする場合は、新たな基準病床数の枠ははめないよと（「そうそうそう」と呼ぶ者あり）というふうなことがあるのも、私は重々わかっております。

ただし、現時点において、病院企業団は3つの病院を経営をしていくという考えは持たないと、計画の前提がそこにありましたので、一切、このことについて、病院企業団にお願いをするというふうな考えは、今まで持ち合わせはありませんでした。そういう中で、別法人のことを考えていく。また基準病床について、先ほど、私が出した要望書の回答期限が、この今月中だとかいうのは、まだこちらには一切言ってませんが、それを小宮議員のほうに発言される県も、いささかおかしい話だなというふうに、今聞いておりました。そして、その結論というのは、出されているということさえも、こちらは聞いてませんが、その件については、今からでもすぐ私は、県の医療政策課ですかね。医療政策課ですか。

○議員（14番 小宮 教義君） そうです、そうです。

○市長（財部 能成君） どなたですか。

○議員（14番 小宮 教義君） 後で教えますから。

○市長（財部 能成君） 私は、要望に対するルールとして、物事の進め方がおかしいんじゃないかと抗議をしたい案件です。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 近日に出す予定ということですね。内容は、十分審議をしておくからということです。ということです。

それと（発言する者あり）それは後で言うから、それはいい。そういうことはあれですけども。（「あなたが先に言い出したんじゃないですか」と呼ぶ者あり）いや、結論……うん、はい。（「あなたがそういうことを先に言い出したんですよ」と呼ぶ者あり）うん、わかった、わかった。

だから、幾らどうのこうの言っても、この基準病床数はクリアできないんだから。極端に言うのと、その結論をもって、だめなときはもうできなくなるんですよ。それも一つの道かもしれないが、せっかく大きい病院があるんだから、企業団しかできないんですから、企業団にもっと歩み寄って、話をして、さっき言ったような内容的なもの、詰めをして、60床で難しいなら、30床でもいいじゃないですか。そういう詰めをすれば、残せる可能性が非常に高いんだから、そうすることによって、巖原地区の方も安心しますし。医療体系が整う3年か5年の間だけでもいいじゃないですか。そういうふうな検討をしていただきたいと思えますよ。

あと7分しかありませんから、例の一握りの話をしますけども、私も、この一握り、多分、私やなかろうかという憶測はしておりましたけども、まさにそのとおりでございますが。しかし、まあ、私みたいな浅学非才な人から誹謗中傷されたと言うてやめるというのは、このやめるほうもやめるほうですよ。それだけ能力なかったんですよ。だからやめるんですよ。そりゃ、ビジネス人じゃない。

じゃ、市長にお尋ねしますが、仕事というのは、この組織で行う仕事というのは、どういうふうに認識しておられますか。組織で行う仕事というのは。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） そういう話ではなく、基本的に、誹謗中傷をされるほうの立場に立った発言というのを、やはりしていただかないと。考えていただかないと。個人は、あなたのように強い人間ばかりではない。やはり相手のことをおもんぱかって、発言というのはやっていってほしいと。それは能力がないからだ、いとも簡単におっしゃられますが、決して能力の問題ではなく、心の捉え方の問題だと思います。どうか、日ごろから誹謗中傷が過ぎてると、私は思われてなりません。その人の退職の原因を聞いたときに、私は、この場できちんと一握りの方に伝えなくてはいけないと（「なるほどな」と呼ぶ者あり）思って伝えた次第です。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 仕事というのは、人間関係でやるんですよ。コミュニケーションをとりながらやるんですよ。それができないということは、さっき言った、高度な人間の資格がないんじゃないですか。だから、私が言っとったように、仲よしこよしは条例違反。昔の指名業者等を入れるようじゃね。だからいけないってことを言っておるんですよ。

それで、いつもわかる分があるんですが、この職員の採用については、期限付きの条例がございますよね。そして、2回ほどお尋ねするんですが、この条例の第2条の1項と2項、どれに該当するんだというお尋ねを2回してますよ。重ねてですね。そのたびに、市長の口からは、1条1項、2項にも該当するんだよという話をされます。そこで、市民の方はなかなか1条、2条ってわからんでしょうから、ここにパネルを持ってまいりました。後で、また2人の副市長のコメントいただきたいと思いますが。

これがパネルでございます。あ、済いません。申しわけない。こっちでした。こっちは例の水のトンネルでございました。こっちですね。

ここに、第2条は、高度な専門的知識、優れた見識ということですよ。第2条の1項ですよ、これは。そして2項に、任命権者は前項の規定によるほか、これを省いたほか、専門的、ここには高度はございません。専門的な経験を有するものということで、1条と2条は全く違うんです。1条は、役場の職で言えば、これはもう部長級ですよ。そして、下はただ単なる平の職員です。金額が全く違うんですから、給与体系が。だから、1条と2条は一緒じゃないんですよ。

なぜかという、この2条には規定がございます、規則がですね。テレビ映とるかな。この第9条に、これ規則ですよ、条例第2条第1項というのは、先ほどの高度な専門的知識を持つ者、これが1項なんですよ。いいですか。第9条、条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用した職員は、次の表のとおりとすると。今回は、たしか政策マネージャーですよ。という

ことは、1項、2項は一緒じゃないんですよ。これを今まで2回言ったけども、いつも一緒だということだが、これは私の話ですけども、新しい副市長もおられますんで、これをどういうふうにお二人が理解しておられるのか、解説されるのかを、市長のほうからお尋ねをしたいと思えます。お願いいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃられていること、7月中途でやめていった職員の、高度な知識を持つてののかということをたびたび言われる中で、本人は幾ら頑張ろうとしても、このような公式の場で、本人の人格を否定するようなことをたびたび言われることのほうが、私は問題であらうと思います。

○議員（14番 小宮 教義君） わかりました。じゃ、この解釈を早くしてください。

○市長（財部 能成君） 私は自分の信念に基づき、条例に基づき、やったつもりです。

○議員（14番 小宮 教義君） それはわかりました。先ほどの、こういうふうな条例、規則あるけども、また、これは私の意見だから、やはり意見それぞれ違いますからね。だから、せっかく副市長2人おられるんだから、市長の答えは1項も2項も一緒だということだから、じゃ、副市長さんお二人は、これをどのように捉えられるのか、これを市長さん、私お願いいたしますから、お二人のほうに御意見を賜りたいと思えます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その起こった時点におきまして、それは私のほうの問題であり、副市長の答弁を求める必要もない案件ではないですか。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 普通なら、間違っておれば、市長の行動が、決めたことが正しいことであれば、そのまま発言できると思えますよ。しかし、こういうはっきりとうたってあるんですよ。政策マネージャーなんでしょう、採用してるのは。そんなら、第2条の第1項じゃないですか。決まり切ったことなんですよ。それを、もう私は何回か行きましたけども、間違っているんじゃないのかと、訂正をしてみたらどうですかということも発言してますよ。そういう、かたくなにそうするべきじゃないですよ。悪いところは正さなければ。それで一歩進めばいいじゃないですか、何でもそうですよ。これは完全に、1条、2条は一緒じゃないんですよ。そういう基本的な条例、規則も解説できずに、このように専門士を選ぶということ、そのものが間違っております。

以上であります。

○議長（作元 義文君） これで小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。次は11時5分から開始します。

午前10時51分休憩

午前11時04分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） おはようございます。一風会の船越洋一でございます。私はさき
に通告をいたしておりました2点について、市長並びに教育長に質問をいたします。一難去って
また一難というようなことに、市長、なりませんので、明快なる御答弁をお願いしたいと、この
ように思います。

まず1点目でございますけども、史跡、文化財と融合した観光対策（厳原市街地周辺の史跡、
文化財の活用策）について伺いをいたします。

対馬の歴史を振り返りますと、対馬という名が出てくるのは、魏志倭人伝に三世紀末ごろだと
文献に出ており、その後、白村江の戦いに敗れ、金田城を築き、防人を置き、新羅の来寇、刀伊
の入寇、元寇の来襲、応永の外寇、また豊臣秀吉による朝鮮出兵を経て、朝鮮との国交修復をし、
朝鮮通信使が將軍の襲職等で、延べ12回来日し、対馬藩が江戸までの護衛をし、また鎖国時代
には朝鮮釜山に対馬藩独自の外交の拠点である倭館を置き、朝鮮との交易を盛んに行って、大陸
との文化と交流のかけ橋であったと思われます。

このような歴史の中で、対馬は全国でも類を見ない歴史、文化が島内各地に数多く見られ、歴
史の宝庫だと思います。現在、島内の史跡、文化財は国指定文化財24件、国指定無形民俗文化
財6件、県指定文化財41件、市指定文化財123件、計194件に及ぶ史跡、文化財がありま
す。

しかしながら、これほどの史跡、文化財が、観光と融合して有効に利用されているか、甚だ疑
問であります。といいますのは、市部局では、観光対策に利用したいが、史跡内なので教育委員
会の管轄で教育委員会がやるだろう、また文化財保全、保護の観点から、木を切るのにも許可が
必要で、だから周辺整備にも積極的に取り組めないのではないかと思います。

我々が、島外の観光施設、あるいは史跡を見ても、整備がされているところは、その行政の
観光に対する力の入れようが見てとれます。対馬は、まだその点、整備がされておられません。流
入人口の拡大と口では言いますが、国内からの観光客を呼び込むためには、周辺整備を含め、定
期的に清掃、管理が必要であります。

私は、対馬は観光の大きな潜在力があると思いますが、市当局と教育委員会が、縦割りではな
く横並びで事業ができないか、市長並びに教育長に伺います。

次に、南部地域の振興策についてであります。多久頭魂神社を中心とした観光対策。

御承知のように、豆酩地区は古来より伝承文化が受け継がれて、現在でも数多くの祭事がとり行われており、対馬の中でも、これほどの祭祀、風俗、民俗、文化が伝承されている地域は、ほかに類を見ないと思います。まさに、民俗、文化の宝庫だと思われま。

特に、赤米は、弥生時代に渡来したと言われておりますが、本年は献穀米として天皇陛下に献上されます。献納式が、皇居で10月下旬に行われるとのことですが、このように民俗、文化の宝庫である南部地域を、観光とつなげた振興策を講ずるべきではないかと思うわけでありま。

しかしながら、観光バスは地域内には入れず、地域内の史跡、文化財を見学しようにも、バスの駐車場もない状況であります。私は、この際、多久頭魂神社裏側に通じる豆酩農道から神社前広場まで、現在ある道路を拡幅し、大型観光バスの乗り入れを可能とし、駐車場の整備、公衆トイレの新設をして、観光客の受け入れ態勢を講じて、南部地域の活性化を図るべきだと思いますが、市長の考えをお伺いをいたします。

教育長にお伺いします。

近年、文化財が盗難に遭い、いまだに返還されておませんが、文化財に対する認識が甘く、しっかりとした管理体制ができてなかったと思われまますが、今回の盗難事件を機に、島内の文化財の点検と管理体制が強化されているのか、お伺いします。

また、多久頭魂神社に収納されていた国指定の金鼓、県指定の大蔵経等は、対馬民俗資料館に保管、展示されているとお聞きをいたしました。本来、地元で保管、管理すべきものだと思いますが、管理、保管、展示ができる施設の建設はできないか。

また、この地域の祭祀、風俗、民俗、文化の伝承を、今後どのように考えているのか、お伺いをいたします。

以上2点、市長と教育長にお伺いをいたします。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 船越議員の御質問に、教育委員会として、まず史跡、文化財について、主に回答をいたしたいと思いま。

文化財を所管する教育委員会としましては、厳原市街地周辺の国指定文化財の史跡として、清水山城跡、金石城跡、対馬藩主宗家墓所があり、そのほかにも、名勝指定を受けております旧金石城庭園があり、毎年保存整備を行い、文化財的価値を損なわないよう努めているところで。

長崎県立対馬歴史民俗資料館には、国指定の重要文化財としましては、上対馬町琴の「長松寺の高麗版大般若経」、美津島町大山地区「小田家文書」、尾崎地区「早田家朝鮮国告身」、対馬藩主宗家関係資料などが寄託され、保存管理されている状況であります。

厳原市街地周辺の史跡、文化財の活用とのございますが、厳原町内には多くの寺院が存在し、数多く県の指定文化財、市の指定文化財が分布しております。教育委員会としましては、文化財の価値を御理解いただくこと、対馬の歴史を学んでいただくため、御存じのように、長崎県との合築による博物館建設計画を進めているところです。平成23年度、市において、その基本計画を策定し、その後、本市との事務協議を進めていく中、県においても、昨年度、関係課等を横断した検討会で計画の素案を取りまとめたところです。現在、市策定の基本計画及び厳原地区のまちづくり計画と県計画のすり合わせによる、県市統一の整備計画案作成に向け、協議を進めているところです。

博物館は、市内の豊富な自然や史跡、観光名所等の案内、情報発信機能を持った施設として整備することとし、厳原市街地内の国指定の史跡等のガイダンス機能も備え、観光客の呼び込みに寄与する施設にと考えております。おのずと、対馬市の歴史を学ぶ拠点として機能を果たすわけですので、今後、この博物館を中心とした対馬の歴史に触れるエリアとして、観光の中心となるものと考えております。

また、現在、観光物産協会が行っております対馬学の歴史講座におきましても、広く周知、啓発を行うことで、対馬の文化財保護と観光振興につながるものと考え、学芸員が講座での講師を数回務めているところです。この講座は7回行われ、受講生88名と、対馬の歴史への学習意欲が高まっていることをうかがい知ることができ、終了後には、対馬歴史検定が行われると聞いております。

いずれにしましても、観光物産推進本部や各種まちづくり関係団体との連絡を密にする必要がありますが、文化財は大切な国、県、市民の財産でございます。大切に守り伝えながら、財産価値を高めていきたいと思っております。

次に、南部地域の振興策ということで、これも南部地域の文化財を中心にお答えをさせていただきます。

南部地域には、豆酩地区を中心として、国の重要文化財をはじめ、県、市の指定文化財が多数存在しております。また、古くから伝わる伝承、ならわしなどが残っている地域でもあり、「亀ト習俗」「赤米行事」「サンゾーロー祭」など、無形民俗文化財として、国、市の指定や選択を受けているところでもあります。

多久頭魂神社を中心とした観光対策ということですが、当神社の所有する梵鐘、金鼓が国の重要文化財の指定を受けており、一部が盗難に遭いましたが、「大蔵経」「青磁陽刻牡丹唐草文瓶」が県の有形文化財指定、「豆酩寺門檜ぼの遺跡」が県の有形民俗文化財指定を受けているなど、多くの文化財が存在する地域でもあります。

また、豆酩地区は、古くから伝わる神事、風俗が残っていますが、特に今年度は議員もおっし

やいましたように、宮中献穀米に赤米が選ばれ、7月に青田祭、間もなく抜穂祭、10月末に新嘗祭献穀献納式において、宮中へ献納される予定となっております。そのほかにも、里山を利用した養蜂、在来種そばの栽培など、さかんに行われていることから、日本の里百選に選ばれた集落でもあります。

今後は、文化財の盗難などを危惧する状況がございますが、防犯対策の強化を図り、豆殿の里山の自然、景観と歴史と文化財を生かした地域づくりに、地元の方々と連携し協議を図りながら、文化、文化財の保存整備並びに文化振興が観光対策につながるよう努めていきたいと考えております。

先ほど、御質問の終わりのほうにありました、豆殿の地で文化財を守るのが一番というお話もありました。私たちも、盗難事件を契機として、安全な方法はどうしたらいいだろうかと、地区の方々との相談をして、ただいま、県立の歴史館に保管をしているというところでございます。その地区に、収蔵庫、そういうものをつくってという議論も出てきましたけれども、当面は難しさもあり、歴史館に収蔵しているというところでございます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 船越議員の質問に答えさせていただきます。

はじめに、文化財と観光という、ある意味、歴史と観光というふうな意味が、またあろうかと思いますが、先週、実は立命館大学の学生約30人が、二泊三日で対馬に来ました。そして、この方々は学生さんですから若者たちですが、3カ月か4カ月ほど前から、私のほうにメールが来まして、対馬に関する勉強を自分らでやってるといって、それだけの対馬の知識の蓄積をもってから二泊三日入ってきた人に、初日の日に、私はいろんな2時間ほど話をさせてもらいました。二泊三日後に、今週になってから、要するに帰りましたと、その「ありがとうございました」のお礼の意味も込めて、メールが職員のほうに入っておりましたが、その内容は、その歴史の豊かさというのを現地に来て改めて感じたと、それはもう自分たちは、向こうで読む知識を越えたすごいものがあつたというふうなメールが届いたところであります。

それほど文化財は、先ほど船越議員がおっしゃられるように、長崎県が有する文化財の半数は対馬にあるというふうな状況です。これらの文化財とか、歴史とかいうものを、どのように売っていけばいいのかということ、流入人口をふやしていけばいいのかということで、観光部署のほうも、首都圏や関西圏の旅行代理店のほうにも、これらの方向性もあわせて、ずっと今までも行ってきました。また、23年度からは、新たに分野と項目を明確に分類した、店頭用のパンフレットというのもつくって置いていただいております。15種類のバラエティに富んだものをそろえさせていただいております。

また、航路関係の事業者や、今まで対馬にお客を送り込んだ実績のある業者さんにおかれまし

ては、旅行商品の造成にも、やはり必ず対馬といいますと歴史というものが表に出てくるというふうなことで、物事の組み立てをしております。先ほど、教育長のほうから話がありました、チラシにも入ってございましたけども、このような「歴史秘話・対馬学」というのが、今、行われて、3回目、行われておりますが、これは、協会と文化財課がタイアップして、今、市民に向けてやっておりますけども、予想外にすごい数が集まったということで、この歴史に対する認識を市民の皆様を広げる意味において、対馬歴史検定なるものを今回予定をすることによって、広がりをつくっていききたいというふうな取り組みもさせていただいております。この1000年以上、2000年に及ぶ対馬の歴史ですから、ボリュームがあるんですけども、それらをしっかりと捉えてもらうことによって、今おっしゃられる文化財行政、また文化財と観光とのミックスしていく部分を、しっかりとつくっていければと思っております。

それと、2点目の豆殿地区の問題がございました。もう、船越議員は、かねてより文化財のことについてはもう十分に御存じですので、あえて、その説明というのは割愛させていただきます。多久頭魂神社というものがどういうふうな、神道上、位置関係にあるのかと、位置づけられているのかということも、重々御存じでありますので省かせていただきますが、豆殿という地区が、やはり民俗学的に特異な地域であります。赤米があるからというだけではなくて、やはり風俗、習俗、全てにわたって、いろんな違いがあるし、日本人の、日本文化の、もしかすると基礎部分を持つてる地区なのかもしれないというふうなことは、重々私自身も理解はさせていただいております。どうかして、豆殿を中心とした売りとして、物事を組み立てていきたいと思っております。

多久頭魂神社の駐車場というものもない、入り込むときの回ることも大型は無理ということも、現地も当然わかっております。ただし、あそこの鳥居から左側に抜けていく農道といいますか、川沿いとか、いろんな道がありますけども、それらについては、1回調査をさせていただきたいと思っております。恐らく、入口の部分、私も50メートルか100メートルぐらいしか行ったことないですけども、それから先、農道につながるまでの現道の状況もよくわかりませんので、一度調査をさせていただければと思っておりますので、御容赦のほど、よろしく願います。

○議長（作元 義文君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） まず、市長にお伺いしますが、今、豆殿の問題を言われましたね。確かに豆殿というのは、奥が深い地域だと思うんですよ。

それで、豆殿の今人口が815名、それで所帯数が405所帯ですよ。高齢者率といいますと43%。大変冷え込んでいってますよ。この前、私も先月ずっと豆殿は見て回ったんです、いろんな話も聞きながらね。ちょうど8月の18日で、カンカン祭りがあつたときなんです。私もちょうど行きましたんで、最後までお付き合いさせていただきました。神仏習合の神社ですから、

いろんな奥深いものがありますよ。しかし、やっぱりそういうのを、島外からそういう歴史の好きな方たちが豆殿に入って、今、民泊が3軒あるんですね。民宿が3軒、収容人員としたら、両方で60名ぐらい入れるのかなと思うんです。豆殿には、やはり大敷も2棟ありますよね。民宿があり、大敷もあり、あるいは板形の海水浴場もあります、キャンプ場がついてますから。やはり、そういうのをしっかりと組み立てた中で南部地区の振興策というのは考えれば、考えられないことはないと思うんですよ。

それには何が必要かという、やはりバスが入ってこないんですよ。今、美女塚はきれいに整備されました。トイレもあります。駐車場もあります。しかし、そこから降りて、地域内、部落内まで入るには歩いては行けません、遠いんです。私が言う、今、多久頭魂神社前の広場、ここに豆殿農道が5.5メートルあります。豆殿農道から、今、県道から入ってきますと、約600メートルあります。その豆殿農道から、多久頭魂神社の前までの駐車場まで100メートル弱です。今、2.5メートルから3メートルぐらいの農道みたいな、仮舗装みたいにしたやつがあるんですが、やはりそこをもう少し拡張をして、そして神社のトイレというのは、まあ大変、変な話ですが、ポッチャン式なんです。あそこでは、誰もトイレ行きませんよ、あれじゃ。特に、都会から来た人たちが、トイレを探そうにもトイレがないんです。だから、やはりそういうところをしっかりと踏まえた中で、多久頭魂神社の駐車場を、そこを中心とした中で、その中がそこから散策できますからね。永泉寺もあれば金剛院もある。それから主藤家住宅もあります。赤米神田もすぐ近くにありますが、そこは、そこにとめとけば、ずっと歩いて行けるんですね。

ところが、部落内から入ってくる市道多久頭魂線っていうのは、乗用車しか入ってこない。そこを拡張するってのは無理なんですよ。そこだけ拡張をしても、バスは入ってくる余地がない、途中も狭いから。そうすると、考え方として、豆殿農道から入ってくる路線が一番最高だろうと思うんです。それで、豆殿農道にまた出て行って、今度は巖原豆殿美津島線、向こうのほうにぐるっと農道が通ってますから、両方に抜けて行けるんです、この農道というのは、ですから、そういうことも含めた中で、しっかりと南部地区の振興策っていうのを、どうしても考えてほしい。そうせんと、これだけの民俗、文化、そういうのがしっかりと残ってる、そういう地域が、ここでもう沈んでしまいます。

今、民泊の方にお聞きしましたら、2軒あるんですけどね、実質的に営業しとるのは。インターネットで、いろんな情報やって、外国からも来ると。とにかく珍しいとこですから、喜ぶんですね。そこで、その御主人が車に乗せて、またいろんなとこ連れて回って観光させる。それがやっぱりおもてなし。この前の五輪のときにも話が出ましたが、やはり日本人の心というのは、もてなしが要るんじゃないかなと。それを大事にしていけば、国内からの流入人口というのは、私は図れる要素を十分に含んでる島だと、このように思っております。どうぞひとつ、そ

こら辺を検討していただけるようお願いをします。

それから、巖原市街地のほうに入りますが、この前も清水山城跡、それから宗家墓所、それから金石城跡、お船江、陶山訥庵先生の墓、それから雨森芳洲先生の墓、いろいろずっと観光客が回るであろうというようなところを、ずっと歩いてきました。清水山城、これは、私、小さい車で行ったんですが、下からそこまで行けるんですが、駐車場がないんですよ。駐車場がないから、どうして上がっていきこうかなと思いましたよ。草むらの中に突っ込んで、そこでとめて、軽四輪が通れるぐらいあけて上っていききましたけど、やはりあれでは国指定の史跡じゃないですよ、今の現状見るとね。

この前、一の丸のほう、石垣をちょっとやられたということですが、今回も、25年度の国庫補助というのが3カ所に出てますよね。対馬藩宗家墓所には294万5,000円、金石城跡には525万1,000円、清水山城跡には190万7,000円、国のお金がこんなって出てるんですが、教育長、もう少しスピードアップして、国は国、県には県の要望をして、もう少し整備を加速化してほしいんですよ。清水山城を見たら、道路から車で三の丸までが100メートルぐらいです。上がっていくのは、私が10年前、上がったのと同じ状況です。例えば、そこを石段でもきれいにつくって行って、観光客でも歩いて行けるような、そういう状況かなと思って行ってみたんですが、10年前と全く変わらない。三の丸の石垣もまだ補修もできてない、いうふうな状況です。これじゃ、観光客は寄りませんよ。

それから、宗家墓所。これは、本堂の裏側に、まあ市長はよく御承知だと思うんですが、本堂の裏に池があるんです。これ、京都の西川嘉長作と言われてますけどね。この池のすぐ山側手にもみじがあるんです。秋にはものすごく——これは100年超してますよ、あのもみじは。山から、こう下がってくるようなもみじがある。紅葉さすんです。やはり、もう少し池のところを整備をして、やっぱり万松院まつりもありますんで、あそこに赤い毛線でも引いて、赤い番傘でも立てて、茶会でもやるという、そういう雰囲気づくりも必要じゃないかな。まあ、そういうほうができれば、そういうこともできると思うんですよ。

もう一つ、その裏側手に行きますと、裏御霊屋というのがあるんです。これは、家老とか家老婦人とか、いろんな人たちの墓があるんですが、ここもまだ未整備なんです。旧巖原町時代に、私も、あそこは竹が生い茂ってましたから、質問して、あそこは大体きれいに木は切ったんですが、まだ切ったらそのままですよ。きれいになってない。そこも、やっぱり見れるとこなんですよ。そういうところを、しっかりと整備をしていくことが、観光客につながってくると思うんです。日本人の観光客は、特にそういう歴史に詳しい人たちは、そういうところを見たいんです。

もう一つ、万松院、言います。万松院の入るところの橋、入っていきますと、右側手には金石城跡の門がある。そこは立派な橋がかかっていますよ。ところが、万松院に入るところの、肝心か

なめの万松院に入るとこの橋、これ、真ん中で鉄鋼で突っ張ってあるんですよ、真ん中で。こういうことをして、観光客が来たときに、宗家墓所はここは日本三大墓所の1つですから入ってください、そういうわけにはいきませんよ。だから、そういうところも一つ一つをしっかりと、教育委員会も文化財保護とか保全とか、そういうことばかり言うところじゃなしに、行政と一緒に、これはどうしたらええのかというようなことを、よくよく協議をして、それを前に進めていかんことには、対馬の観光対策というのはできませんよ。私はそう思います。

もう一つ聞きます。厳原町合併当時、合併する前に、温泉を掘りました。ところが、もうこれから10年たつんですよね。温泉は、いまだに足湯にしか利用されてない。やっぱり、この当時、計画をされたときには、いろんな計画されたと思うんですけども、しかし、合併をそれからしましたから、なかなかその事業はできなくなったと思うんですが、それから10年たってます。せっかくいい施設があるのに、そういうものは、宝の持ち腐れだと私は思うんですよ。ですから、それをもう少し有効に活用した厳原市街地の活性化対策ということも、十分に私は考えていただいていただかんと思うんですよ。ぜひ、そういうことも考えていただいて、御答弁をよろしく願います。

○議長（作元 義文君） どっちからいきましょう。教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 先ほどの最初の質問の中で、私が落としておりました、島内の文化財の防犯対策について進めているのかというお話でございましたが、文化財保護審議会の委員の皆さんと文化財課で手分けをして、各地域に出向いて、防犯対策について相談を進めております。その中で、特に渡来物、それからお経関係、そういうものについては、優先的にお願いをさせていただかないかということで、抜本的にということではできませんけれども、少しずつ着実に進めております。

また、所有者のほうの方から、お願いしますというふうなことも、一、二、出てきているような状況でございます。あくまでも、所有者の方々との相談を進めていくべきと考えております。

予算についても、そういう防犯対策については、2分の1補助から5分の4補助にということで、少し手厚くもなっておりますので、さらに進めていきたいというふうに思います。

それから、清水山城のことがございました。ことしの7月に、宗家墓所等の保存整備委員会がありまして、その委員の先生方と、暑い中でしたけれども、一の丸までみんなで上がりました。その中でいただいた御意見は、三の丸から二の丸、一の丸に行くところの石垣の下のところの道路は以前整備されているんですが、三の丸から二の丸、一の丸を通っていく、その肝心のところの整備が、これはもうまだまだ不十分だという御指摘を受けまして、そのような報告書もまとめているところでございます。確かに言われますように、その三の丸まで行く道路が、厳原、それから対馬の人たちでも、どこを通っていけばいいのか、ちょっとこう——そういうふうな状況で

ございますので、何とか市長部局とも相談をしながら、そういうアクセスが改良できるように進めていきたいというふうに思います。

それから、池のこともありました。池は一昨年、その保存整備委員会の中で、庭師さんたち、専門の方に来ていただいて、周辺の生えている、今言われたもみじとか、ほかの木についても、剪定をしてもらいまして、かなりすっきりしましたし、川と池の境にある石垣がありますけど、この整備もできております。だけど、言われるように、観光客の方がそこにいられて、ゆっくりお茶でも飲むというには、まだまだのような気がいたします。

それから（「裏御霊屋」と呼ぶ者あり）裏御霊屋ですね。これは、年次的に予算がありますので、進めていっているところでございます。

私のほうでは、大体、以上のようなことです。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 南部地区のお話がありました。提案があったわけですが、私ども、ややもすると、豆殿地区集落のほうから、そこの中を中心として、逆にその周りに人をどう動かすかとかいうふうに、今まで考えてたなというふうに、今、船越議員の、逆に農道の裏から入ってきて、多久頭魂神社の駐車場を拠点に集落の中に人を入らせていくというような、逆の発想の話だったと思って、そういうふうな物事の、また計画のつくり込みっていいですか、視点を変えたらそんなふうにもなるなというふうな思いで、今、お話を聞いておりました。

先ほど言いましたように、農道の、まあ、農道かどうかちょっとははっきりしない部分、まだありますけども、左側の道路ですね。あれを、逆に入ってきてからの物事のつくり込みができるかどうか、単に道路だけの話ではなく、次の展開っていうのはどうできるかということも含めて、ちょっと検討はしていきたいというふうに感じたところです。貴重な意見、ありがとうございます。（「温泉は」と呼ぶ者あり）

温泉のお話がありました。確かに足湯だけで、現段階は終わってるんじゃないかと。恐らく1億円を超える金額を——1億円だったか、ちょっとはっきりは覚えてませんが——投入して、温泉を揚水してるわけですが、後の方向性として以前ありましたのが、いづはら病院のほうに、リハビリ用にそのお湯を歩道の下を通していこうかというような案も、病院のほうからも出ました。それについて、当時試算をさせていただいたとき、たしか3,800万円だったと思うんですが、それぐらいかかるということで、これはどうかなと。まあ、当然、水代をもらっていくことで、長期に返済ができないかということで、病院に返した記憶がありますが、病院のほうは、逆に、「いや、ただで入らせてもらえんか」という話があって、その話は頓挫して、今に至っていると。それは、単に病院の患者だけの話ではなくて、リハビリ、ほかのも使えるような形ができないかということで、当時は模索した記憶がございます。一定のそういう事業費等もかかる事

業だと思えます。

また、そこまでいなくても、野良の中で、あの揚水した温泉を利用していくということも、今後は考えていきたいとは思っております。

○議長（作元 義文君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 教育長、もう一点、聞きましょう。

お船江、久田にありますね、お船江。私も、家が近くなんですけどね。これも、旧巖原町時代には、船着き場の石垣が崩壊しとるということで、3基は修復ができとるんです。ところが、もう1基、残ってるんです。これ、10年たっても、まだまだそこまでいってない。それで、船着き場の上は草がぼうぼうなんです。あそこに観光客が行って、見れるような状況じゃない。

もう一つは、お船江から海に通じてる水路の石垣が崩れとるんですよ。潮の干満のときには、だんだん崩れていきよるんですが、これもそのままです。

それから、県指定ですから、あその地域の草刈りはやったことありますか、教育委員会で。市当局でもいいですが。やはり、その地域の人が、余りにも見るに見かねて、観光客がバスでしょっちゅう来るから恥ずかしいからということで、年に4回、刈ってるんですよ。1回切るのに3日かかるんですよ。ボランティアでやっていただけてますよ。あなたたちが見に行っても、いつもきれいになつとると思うんですが、誰がやったのかな、誰か奇抜な人がおるな、俺たちはやってないけどなと思うかも知れませんが、やはりこういうところは、先ほど言いましたように、文化財に対する認識が甘いんですよ、私に言わせれば。だから、こういうことも、行政のほうでどうにかしていただかんと、いつまでも個人の人にそれをやってください、やってくださいって、見て見ぬふりをするというわけにはいかんでしょ、行政として。どう思いますか。そういうところをしっかりとやっていくことによって、対馬の観光というのは変わっていくんですよ。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）全く、私に言わせたら、あなたたちは行政マンとして、そういうところに目がいてない。

口で観光客の拡大とか、きれいごとを言うて、観光客が入ってきたときには、あそこに行ってくださいと、ここ行ってください、ここは国指定文化財ありますから、ここはここですよ、口では言いますが、行ってみたら草ぼうぼうなんです。それでどうして観光客を呼べますか。今まだ韓国の方たちだから、まだ——こう言うたら悪いですけども——いいかも知れませんが。日本の国内の目の肥えた人たちがこういうところに来て、対馬に行ったら、何も整備してないからもう二度と行かんぞと、こういうふうなもんにつながっていくと思うんですよ、私は。しっかりそこら辺を考えてくださいよ。

答弁をよろしく申し上げます。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） お船江に限らず、島内の文化財の状況については、言われる御指摘というのは大きく受けとめて、これからの課題として持ち帰りたいと思います。

私たち教育委員会、特に文化財課についても、今のところ、隅々まで手が回っているという状況ではありません。言われるとおり。何とか頑張って、地域の方々のお助けもいただきながら、今後は進めていきたいなというふうに思います。

○議員（4番 船越 洋一君） 今、崩壊しとる、その石垣はどうするんです、お船江の。石垣は崩壊してますよ。

○教育長（梅野 正博君） まず私が、ちょっとそここのところはまだ承知しておりませんので、持ちかえって、調査からということになろうかと思えます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 市民に、全ておんぶにだっこ状態で甘えちゃいかんよというふうに、船越議員のほうから申されたわけですが、全部依存しようとは決して思ってませんが、しかし、今御指摘がありましたように、そういうふうな陰で頑張ってくださってる人たちをきちんと把握しながら、どのようにそういう文化財というものを次に残していくのか、また生かしていくのかということは、これから、本当、大切な視点だというふうには思います。おっしゃられる部分が欠落してたろうというふうに、反省を今また改めてさせていただいたところです。どうかそのあたりの、地域と文化財等の今の活動状況とか、していただいている部分というのを洗いざらい出して見て、行政がどんなふうにかかわっていけば最もいいか、全部を行政がやるというのは、もう到底不可能でございますので、市民の皆様の協力も得る体制をどうとっていくかということを考えていきたいというふうに、改めて感じたところです。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 残り3分ですけども。

一つ、私、市長、こんな考え方も持つとるんですよ。というのは、国分寺の横に、朝鮮通信使を接待する客館というのがあったと聞いとるんです。今、事業ずっとやっていくということですから、物づくりっていうのはなかなか無理かもわかりませんが、発想として、やっぱり客館をつくって、話は大きくなりますが、次官級の、ここで会合でもできるぐらい、韓国と日本のですね。そうすれば、ここはもともとが、国際的にそういうルーツのあるところなんですから、そういう地域で次官級の会議をやるとか、そういうことも含めて、ひとつ考えて、今後ですよ、考えていく必要もあろうかなと思います。

もう一つは、これは国指定のところですから、手はつけられませんが、発想として、一の丸、二の丸、三の丸、これあります。一の丸、二の丸、三の丸にやぐらをつくる。例えば、白壁のやつをやぐらをつくります。そうすると、厳原港は、港が玄関口なんです。船でみんな入ってくる

んですね。船が入ってきたときに、巖原港に入ってくると同時に、山の上にやぐらが見えるんですよ、3つ、山城が。これは、やっぱり景観として壮大なものがあると、私はそういうふうに思いますが、これは史跡、文化財のところですから、そういうのは無理かなとは思いますが、発想的には、やはりそういう巖原というところは、海が玄関口ですから、港に入ってきたときに、ぼんと向かいの山のそういうのが見えるという、そういう発想も一つの方法かなということも思います。

ですから、観光とか歴史文化というのは、とにかくこの対馬っていうところには多いわけですから、いかにこれを有効利用して観光とつなげていくか。それは市部局と、それから教育委員会、そこら辺が、先ほど言いましたように、「俺たちがこっからこっちや」と、「俺たちはこっからこっち」っていうような考え方じゃなしに、対馬市の中で一体となって、そういう問題をどうして解決していくかということを実行にやってもらわんと、絶対にこれよくなりませんよ、今のままでは。私は、そういう懸念がものすごく強い。ですから、そういうことも含めて、再度そういう場をしっかりと、行政側と教育委員会とは持っていただいて、文化財のあり方について、しっかりと協議をしていただきたい。いかにして早くそういうところが整備ができていくかということも、よろしくお願いをしときたいと、このように思います。

時間が来ましたんで、本日は終わります。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで4番、船越洋一君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 昼食のため、暫時休憩します。午後は1時から再開します。

午前11時55分休憩

午後0時59分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、7番、黒田昭雄君。（「3番は遅刻」と呼ぶ者あり）あつ、失礼しました。ごめんなさい。3番、入江議員より早退の届け出があっております。失礼しました。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 皆様、改めましてこんにちは。新政会の黒田昭雄でございます。自民党系の皆様とともに、与えられた4年間しっかり働いてまいりたいと決意をしております。どうかよろしくお願いたします。

それでは、通告に従いまして、大きく3点質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、平成24年11月4日に発生いたしました本市消防団員の災害について。

本件は、当日早朝、美津島第1分団におきまして33歳の団員さんが、条例「対馬市消防団員

の定員、給与、服務等に関する条例」第8条（服務規律）により、分団長の招集があったため、濃部の自宅から同格納庫に歩いて訓練に向かう途中に、残念にもお亡くなりになりました。

消防団員等公務災害補償等共済基金という第3者機関で、半年以上にわたる審査が行われましたけれども、先月8月、公務上の災害に該当しないものと判断されたところでございます。御遺族にとりましては、働き手の若頭を亡くしてしまわれたという、非常に不幸なことだと思いますが、経済的にも、あるいは精神的にも大変苦勞されているのではないかと思います。

私といたしましては、残った家族が生活できるように、十分に補償していくという観点が少しでもあってしかるべきだと思います。現在、再調査ということも聞き及んでおりますけれども、この判断で最終決着ということでもいいのかお伺いをいたします。

2点目が、漁業の燃油高騰対策についてでございますが、これは先日、上野議員のほうから、市長のほうから詳しい答弁がありましたので、最初の答弁は結構でございます。

これにつきましては、国の漁業経営セーフティーネット構築事業の特別対策とこの事業に加入することが条件の、本市の10円の追加支援対策についてでございますが、もともとこの事業は発動要件が厳しいために、メリットが少ないと言われております。燃油の補填措置について、基本的な知識を後ほど質問してまいりたいと思っておりますので、あとよろしく願いいたします。

3点目が、高齢者と小中学校や幼稚園の熱中症対策についてでございます。

高齢者の熱中症の搬送や、学校での部活動中の事故などの報道に接するたびに、身近に起こりやすい熱中症対策、猛暑対策を真剣に検討しなければならないと考えております。大変にこの夏暑かったですけれども、この猛暑が夏休みで本当によかったなと思っております。

この熱中症になった子供の正確な把握はしにくいようでございますが、熱中症に近い症状を起こしている児童生徒がふえていることは、養護の先生方の実感するところと聞いております。心配している保護者の方もたくさんおられます。

教育現場におきましては、子供たちを熱中症から守ろうとさまざまな取り組みに苦慮されていることと思います。そこで、本市における高齢者と小中学校や幼稚園の熱中症対策の現況についてお伺いいたします。

次に、平成24年度第3回定例会における総務文教常任委員会の質疑で、私自身が提案いたしましたミストシャワーを設置することができないかという提案を、再度させていただきます。

このミストシャワーについてですが、近年、商業施設、例えば福岡で言えば博多駅などで見かけることが多くなったドライミスト、これはちょっと高価なものですが、これが家庭で手軽に楽しめるキットとなったのが、ミストシャワーでございます。

このミストシャワーを市内の教育施設に設置することで、児童生徒の暑さ、熱中症対策につながり、何より児童生徒が喜んでくれ、学習効果も上がり保護者の方も安心できることと思います。

来年に向けてと思っておりますが、小中学校や幼稚園に、このミストシャワーを導入することができないかをお伺いをいたします。

以上、大きく3点、よろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 黒田議員の質問に答えさせていただきます。

まず最初は、消防団員関連の質問でございました。「自分たちの地域は自分たちの力で守る」とする崇高な思想のもとに、日夜活動に励んでおられる消防団員の皆様には、感謝の気持ちを常々持っております。訓練に向かう途中で死亡されたとお聞きし、御冥福をお祈りするばかりでございます。

この案件につきましては、発生をしました翌日に、消防団員公務災害発生状況報告書を作成し、速報書に変えて長崎縣市町村総合事務組合に対し、消防団員の災害に係る事前協議に入るとともに、協議資料の作成に着手しております。公務災害につきましては、消防団活動中の疾病が発生しますと、そこに公務災害の可能性が少しでもありますと、地元側としましては認定に向けて事務処理を行うようにしております。

対馬市が直接行う協議の相手先は、先ほど申し上げました長崎縣市町村総合事務組合でございます。この組織は、消防団の公務災害に係る事務を県下の全市町村から委託を受け、とり行っており、「消防団員等公務災害補償等共済基金」いわゆる「消防基金」と呼ばれる総務省の外郭機関へ提出され、ここで結論が出されるものでございます。したがって、地元や県総合事務組合において、公務中、公務外といった実質的判断が下されることはございません。基金により出された結論は、県の市町村総合事務組合を経由し地元へ届き、担当者が遺族へ結論を説明することとなっております。

今回、公務外との結論が出されたとのことでございますが、遺族の考えというものもございますので、先日、消防本部において遺族、消防団長及び分団関係者にお集まりいただき、長崎縣市町村総合事務組合担当者の説明を受け、遺族や消防関係者の意見を改めて伝えましたが、お互い了承には至らず、改めて再協議をすることとなったところであります。

市といたしましては、遺族の思いを遂げられるよう努めるべきことは言うまでもなく、当然のことと考えております。

次に、2点目の燃油の問題がございました。

これにつきましては、先日も燃油高騰対策の国が示したセーフティーネット構築事業というものの制度のわかりづらさとかいうものがあり、加入率等もすごく、まだ低位に推移をしているということでございます。この制度そのものの根本的な見直しというものに向かって、市としてはしっかりと取り組んでいきたいというふうな考えを持っております。

次に、熱中症対策についてであります。対馬市の熱中症による救急搬送につきましては、消防の資料によりますと、平成23年度19件、平成24年度18件ですが、ことしは8月末で既に32件という数字が出ており、ことしの暑さを物語っております。

この数年は重症、死亡者こそ出ておりませんが、特に体温調節機能が低下をしている高齢者や、その機能が十分に発達していない子供・幼児においては成人よりもリスクが高く、注意が必要になってまいります。

高齢者への対策についての御質問ですが、対象者の中に高齢者も含まれておりますので、熱中症予防の全体的な取り組みについて説明をさせていただきます。

取り組み状況については、まずポスターを作成し、各活性化センター、公民館、郵便局、スーパー等に掲示をさせていただいております。また、CATVで7月から9月までの予定で文字放送を行っております。毎月デザインを変えていますが、高齢者を意識しての「小まめな水分の補給」という文言は必ず入れるように努めております。

また、「健康つしま21」推進委員さんの活動の一環として、チラシの配布の依頼、その中にも、「喉の渇きを感じなくても、小まめに水分補給をしましょう」という文言を入れております。また、特定健診結果の通知にチラシを同封、特に、高齢者やウォーキングなどで室外での活動を盛んに行っている方には必ず入れております。また、高齢者を対象とした介護予防教室や、食生活改善講習会等での熱中症予防の講話の実施、さらに包括支援センター職員の訪問時の声かけ等を行っております。

今年度は、65歳以上の高齢者の方の搬送が約65%、その中でも屋内で発症された方が75%でした。今後は適切なエアコンの利用や、小まめな水分の摂取を重点に、あらゆる場面を利用し予防対策に取り組んでまいります。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 熱中症対策について、小・中・幼稚園の対策についてお答えを申し上げます。

子供をいろいろな事故から守ることについては、全ての教職員が日々努力をしているところでございます。中でも熱中症に関しましては、教育委員会と連携し、それぞれの学校で対策を考え、児童生徒の安全を保持しているところでございます。

簡便に設置できる熱中症対策の事例を、昨年の第3回定例会の総務文教常任委員会議案審査において御提案を受けたところでございます。その後、長崎県内の自治体で学校施設にミストシャワーを設置している学校があれば、その効果を確かめたく問い合わせをいたしましたところ、設置している学校はその時点ではありませんでした。今後も設置予定はないとのことでしたが、1自治体で、その冷却効果を検証してみたいとのことでした。

ことしの夏は例年にない異常な暑さであり、議員御提案のミストシャワーの必要性を感じたところです。猛暑による熱中症被害が、児童・生徒・教師等において発生しなかったことは幸いですが、この夏の猛暑を考えると各学校にミストシャワーの設置について、関係課、各学校と協議を行っていきたいと思慮しております。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。まず、順を追って再質問をさせていただきたいと思います。

まず、公務災害の件についてでございますが、一般のサラリーマンでありますと労働災害保険という労災という、まあ、今回、公務の遂行性、公務の起因性ということで、遂行性までは認められるけれども、起因性、災害ですね、亡くなられたという直接の原因が、消防団活動にはなかったということで。方や、その労災、その公務の言葉が業務という言葉に変わりますけども、大変厳しい労災の保険の運用はされております。

ただ、簡単にお伺いしますけども、この公務災害と労災の制度のあり方、運用の仕方というのは全く同じと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 公務災害と労災とがどのように違うのかというふうなお話でございますが、そのあたりの分け方という部分についての研究はしておりません。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） なぜこういうことをお伺いしたかと言いますと、労災であれば使用者と労働者が、ある意味労働基準監督署の厳しい采配によって労務災害というのが決定されるようでございますが、方や、この公務災害につきましては、私も消防団員等公務災害補償の条例を読んでみますと、はじめ消防の職員の方がちょっと冷たいんじゃないかなというイメージを受けたんですが、この条例を見る限りそうでもないなと思ったのが、まず、その災害が発生をいたしまして、災害の報告というのが第6条にあるんですけども、市町村長、まず市長は直ちに組合に報告しなければならないと。

これ、第1回目で消防の職員の方が、これ美津島の方が聞き取りをしたかどうかわかりません。本署の人が聞き取りをしたかどうか、私は定かではありませんけれども、消防の職員の方がその聞き取り調査を行いまして、東京の組合、この保険の担当である共済基金のほうに報告したと思うんですけども、この第1回目の報告につきまして、聞き取り調査をしたわけなんですけども、当初、御遺族の方も、そして消防団の方、団長をはじめ、分団長はじめ皆様が、やっぱり日頃、先ほど市長のほうからも消防団員に対する感謝の言葉が述べられましたけれども、非常に感謝している中、ただ、そこの分で第1回目をそういう聞き取りをしたことによって、何回か東京の共済基金

のほうから追加の調査がされてきたわけでありまして、ある意味、これは一方的な聞き取りでありまして、こちらの御遺族のほうとか、美津島第1分団の団員の皆様にとりましては、必ずや公務災害になると思っているから、もう安心して待ち構えているわけですよ。

最終的に、市長も見られたかと思えますけど、東京の基金から「こういう判断で公務災害となった」というその理由の、2つに私もがっかり、残念に思っているのが、発症前日までの半年間の活動状況で、1度しか消防団としての活動はしなかったと。もう一点が、発症当日、本人は後で、これも後ですよ、こういう結果が来たことによりまして、分団のほうで集まりが、消防団長も来てくださったそうなんですけども、後でこういう、えっ、公務外になったのかということとで皆さんが集まって来られて、当日、亡くなられた本人が具合が悪かったと、で、無理をしてどうも行っているようだという、そういうお話もされたようです。これ、初めてほかの若い分団の方がおっしゃっていただいて、そういう話があったということでございますが。

要は第1回目の聞き取りで、まあ、市長名で多分報告されたと思えますけども、この報告が消防長とか職員の方にとっては、全国のいろいろな事例とかわかっているはずでしょうから、ある程度、これは公務上には難しいんじゃないかなと、もうちょっと本人に有利な情報を入れてやったほうがいいんじゃないかと、そう思って私はしかるべきだと思ったわけなんですけども、まあ、第三者機関がやっている、この条例にのっとって書類もこうしてしているから、何も問題なからうと言われればそれまでですけども、このところは市長はどうお考えでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 公務災害か公務外の災害かの判断については、私どもには全くそのあたりの専門知識的なものがないものですから、第三者機関にゆだねていると思います。

そういう中、こちら側が本人さんにとって、あえて不利になるようなことまでわざわざ言う必要はないと思います。ただし、事実は事実として聞き取った内容というのは、きちんと伝えていくのも仕事だというふうにも思います。

それらをどのように、総合的に判断されるのかということに全てがなくなってしまうのかなというふうに思います。こちらが恣意的に物事をやるというのも、ちょっと難しさがこの件についてはあるんだろうなというふうに思っています。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 恣意的というのがちょっと私も引かかる場所なんですけども、不正に受給しようというそういう考えではなくて、亡くなられた団員さんの当日の状況というのを正確に、正直にうそ偽りなく、これは消防の職員さんを通して東京の共済基金のほうに伝えるべきであろうと私は思っております。

この件につきましては、再調査ということでお伺いしております。こうした事故が起こらな

ということが第一でございますが、残された遺族の立場を十分にお考えをいただいて、今後も細かい御配慮をお願いをいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、燃油高騰対策についてでございますが、議員の皆様と市長と副市長、後、担当の農林水産部長については、この補填単価の推移ということでお配りをさせていただいております。

きのう上野議員からもお話がありました。私もこの質問をする前に、所属の公明党の先輩議員とか、国会の議事録で、県の議事録、また全国の議事録、全て読んで望んでまいりましたけれども、一般質問でこういうことを言っちゃいけませんけど、市長の御答弁、非常にわかりやすくございましたし、その後の見通し、課題、しっかり捉えてくださっているなあと思いました。どうか市長も全国の役職を持っていらっしゃると思いますので、市長が先頭に立ってやっていただきたいなと思っております。

この一覧表なんですけども、この緑のところは漁業の漁師の皆様が享受していらっしゃる補填金額でございます。ずっと基準価格も一回上がって、また下がっておりますけれども、このセーフティーネット事業、いろいろだめな事業だとかいろいろ話がありますけども、私は現時点の分ではいいんじゃないかなと、これは10円、市が補填してくれるという条件のもとで私も申し上げているんですが、まず最初に、市長のほうに確認したいんですが、この国のセーフティーネット事業は恒久的な対策ということも私もちょっと聞いているんですが、恒久的な対策でしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今のセーフティーネットの事業というものが、恐らく原油価格というものが安くなる見通しにないから、恒久的対策というふうに国のほうはおっしゃってあるんだろうなあと思っておりますけども。しかし、私の捉え方としましては、恒久的に対策を打たれる分は一向に構わんですけども、永続的な漁業が、じゃあ、この制度で万全なのかというと、必ずしもそうではないというふうなところに行きついてしまう制度かなというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 私はこの恒久的な対策というのは、これも国会の議事録で確認したところなんですけども、それに対する市長の思いをちょっと語ってほしかったんですけども。

私自体、市長が大きく要望とか、この前8月の市長会でも上げられたということで、私もそれは市長だけではなくて漁師の皆さんも、漁協の組合長の皆様も、理事の方も、漁連の方も水産にかかわる全ての方がこの事業を詳細にわかった上で、これは訴えていかなければいけないなと思っております。

というのも、補填の基準価格、平成22年度にこの制度ができて、やっぱり基準価格が非常に高く、平均の原油価格がないので、お金を補填してくれるわけはありませんよね。やっぱ

りずっとこの制度ができて、市長をはじめ水産関係の皆さんが一致団結してものを言ったから、補填金額がちょうど24年度、75で115%から100%に暫定的に下げていきまして、ちょうど24年度の第4四半期、14円という補填をしてくださった。

これはやっぱり声を上げて言ったからこそ、補填の基準の発動ラインが下がったということで、これははっきりこの制度がわからんから、行政にお任せするとかじゃなくて、これは漁師の皆様もしっかり勉強をしていただいて、いつでもどこでもスパッとそれなりの人がいれば発信していかなければいけないなと思っております。

そこでちょっとお伺いいたしますけども、この24年度の第4四半期、14円発動がありました。このとき漁師の皆様が100円で買っていたとしたら、実際、幾らで買われたことになるんでしょうか。ちょっと確認をさせてください。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 補填単価が14円ということになりますと、100円という仮の設定でいけば、単純に85円と何十銭ということになるのか、私も制度のこの補填価格は初めて見たんですが、大きな意味のスキームはずっと抑えはしてきましたが、補填単価のこの1対1の場合、あと14円分を自分らの漁師さんが持つ部分なのか、それとも国のほうが補填をする部分、1対1の、国側の数字だけなのかちょっとはっきり見えないものですから、単純に言えば14円が差し引かれ、この7円何十銭というのが個人持ち出しが出ていく、国が7円何十銭というふうなことだろうと思っております。そうすると100円であれば92円何十銭というふうな金額で、実際購入することになるというふうな考え方に落ち着くのではないかと思っております。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 市長が詳しく理解されているなど、これも思いましたけども、要は14円の発動ですから1対1、7円その国から補助があったわけですから、100引く7で93円で買ったという。（発言する者あり）ああ、済みません、失礼しました、93円ですね。93円で買ったという計算になります。

確かにそう見れば、国のこのセーフティーネット、確かに漁師の皆さんからすれば少ないかもしれませんが、100万円の方でこれですれば、約7万円の享受をいただくという制度ですね。1,000万円であれば70万円非常に大きゅうございますけども。

こういうふうに国のセーフティーネット、確かに余りいい制度ではないとは思いますが、ただ、私も地方議員、市長も地方の首長といたしましては、国がしてくれることを全否定するわけにはいかんし、これはこれで10円プラス7円ということで、漁業関係の皆様には、強力で推進していかなければいけないと思っております。ぜひ農林水産部長、強力で推進をお願いしたいと思っております。

後、私ども公明党、先ほど市長のほう前日、16年度の50円台ぐらいを発動の基準にして1対1を3対1ということで、95円の発動じゃなくてそうしてくれという、多分、それをすれば漁業者がペイするというその60円前後に行くであろうと私も思っておりますけども、これにあれして私ども公明党のほうも、この制度自体が非常に平等、平等すぎるぐらい平等、前回のイカ釣りの大きな船だけが享受するような、そういう制度の大批判があったために、もう1万円しか年間使わない人も、1,000万円しか使わない人もパーセンテージは一緒ということですね。

それに観点を置きまして、やっぱりよく稼ぐ人にちょっとは割合を高くしたがよかろうということで、燃油使用料に応じた新たな緊急対策を、国のほうに要望しているところでございます。

この10円の追加については、きのう上野議員からも話がありましたが、再度、お伺いいたします。来年、再来年度もやってほしいと、かなり漁師の方、漁協の方、非常に喜んでおりますが、来年、再来年度やっていただけるか、再度よろしく申し上げます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この制度で喜んでいただいているということで、市としてはうれしい限りであります。

先日からずっとお話しておりますように、この制度、私は決して全否定しているわけではありません。もっぱらこれは改正が必要な制度であり、今言われた平等性とかいう観点では、それぞれ受益者負担的なものも発生をするけども、高騰時における本当セーフティーネットの予定ではあるものの、実際、セーフティーネットにならない制度とも見ております。そういう部分をきちんとしてもらえるように、まずは私はその動きを漁民の皆様、漁協、漁連、一緒になってこれは動いていかないといけないと思っております。

私が提案をさせていただきました県の市長会においても、ほかの市長さん方が、離島の市長さんは当然わかってありましたけれども、本土の市長さん方は、そういう話というのは全く耳に入っていなかったようにあります。しかし、当然長崎県、離島だけじゃなくて漁業をされているところはいっぱいありまして、ほかの市長さん方も、「いや、そういう制度はいかん」というふうなことで、皆さん全員一致してそれを議題に上げて、きちんと声を上げていこうというふうなことになりました。しっかりとまず、この動きをさせていただきたいと思っております。

来年以降もというお話でございますけれども、自分のまず動き出しは、そこからだと思っております。そのことに動いた後で物事を判断はしていきたいというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

最後になりますが、この表で今年度の第2四半期、まだ発動の金額が決まっておりますが、私の黒田予想としましては、多分、15円発動するのではなかろうかと思っておりますので、ど

うか、再度になりますけども、この制度も今の段階はまんざらでもないと思っております。必ず10円以上の発動があると思っておりますので、ぜひ農林水産部長、強力で推進をお願いしたいなと思っております。

最後に、3点目の熱中症対策についてですが、まず最初の市長のほうから、熱中症で救急車で搬送された人の中で屋内の方が75%だったというお話しなんですけど、多分、これはひとり暮らしの高齢者の方が、クーラーもつけずに、もったいないという思いがありますので、窓を締め切って運ばれたんじゃないかなと思っております。

先ほど市長と教育長のほうから、ホームページで喚起をしたり、いろいろな集まりの中で啓発をしたり、ケーブルテレビで情報を流したり、チラシで啓発を促したり、健康21の方が推進してくださったりということで、これもやはり大事な事かなと思っております。幾ら活字とかチラシになっても、人の口から聞いたりするというのは非常に高齢者にとっては大事な事なので、引き続きこれは強力で推進していただきたいと思っております。

先ほど高齢者のクーラーなしでということをお話をしましたが、実は厚生労働省のホームページを私もちょっと開いてみて、この高齢者等に対する熱中症対策の事例について、各自治体、全部の自治体は出していないと思うんですが、台頭のあった自治体の取り組みを紹介しているというところを見させてもらったんですが、ほとんどが広報啓発、先ほどおっしゃられた大事なわけですけども、ほとんどこれだけで、避難所というかスーパーに行ったりすれば、お買い物しながら避難できるんでしょうけども、やっぱり高齢の方は家にいて、もったいない、もったいないということでクーラーもつけない。

それで避難所という、避けるという、その暑いところから避けるというその観点で、提案なんですけども、そういった公共施設につきましても、もったいない、もったいないということで電気も消して、なかなかクーラーも大変でしょうけれども、ある意味これだけ8月いっぱいまでで32件と、室内が75%ということは、これはやっぱり公共施設か何かでクールシェアというか、避難所というか、涼み所というか、そういうことをしてもいいんじゃないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 実は日にちはちょっとあれですが、8月のはじめだったと思いますが、博多駅に降り立ちまして福岡事務所のほうに歩いて行って、もう暑い日でしたけれども、ミストシャワーが通路にずっと噴霧してる、あそこの中を当然通って行けばひんやりしますし、洋服もぬれるわけではありません。快適な空間、ほんの一瞬ですけども、そこにずっととどまるわけにはいかんもんですから、ほんの10秒かそこらかもしれませんが、快適な気持ちを味わったときに、実は職員に電話をすぐ入れました。

新しい公共施設において、そのミストシャワーというのを、今ここ通っているんだけど、それが入れないものかという検討をしてもらえんかということで、実は8月の初旬だったと思いますけども電話をして、今、職員のほうもそのあたりの資料を集めている状況です。

その一定の事業費等は要ろうかと思えます。しかし、そこに公共施設等に来ることによって、熱中症にかからないこともできるならば、逆にそれは高価なものと考えなくてもいいんじゃないかというふうなことも考えておりますので、今、資料等を取り寄せて、物事の組み立てをやっている最中でございます。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。ぜひ御検討をお願いしたいと思います。もう最後4分となりましたので、教育長のほうに申し上げたいと思います。

ミストシャワーの教育施設への導入についてでありますけれども、意外と設置導入しているところはあるんですけども、どこの自治体を、私は全国、公明党というネットワークを持っていますから、かなり導入しているはずなんですけど、御意見をお聞かせください。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 私が持っている資料は、県内の対馬市以外の12市についてちょっと資料を集めてみたところなんです。いいでしょうか。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 確かに県内は導入しているところはなかったようでございますが、九州県内、また全国かなり導入しているところいっぱいありますので、また研究していただきたいなと思います。

これも先生からちょっとお伺いしたことなんですけど、校舎にこう、1階はいいんでしょうけど、2階、3階上がったら、どんどん、どんどん暑くなってくるということで、まあ、確かにこの夏は異常気象ということで、ちょっと北の方面の風も夏でも吹くんですが、今回はもう南系しか吹かなかったんで、もう相当2階、3階になったら暑かっただろうという予想をしております。

また、それに窓際といったら、もう本当、殺人ぐらいのそういう状況じゃないかなと思っております。午後の体育の授業が終わった後とか、子供っていうのは暑くても昼休みは運動場に飛んで回りますので、その帰ってきて、いざその普通の算数とか授業をやろうとするとき、やっぱり先生方というのはものすごい熱気、子供の熱を感じて大変だそうです。

そういった体温を下げるという意味合いも、そのミストシャワーはあるわけですけども、そういったミストシャワーを見て、今、市長がおっしゃいました、気づき、そういった分で先生方が飲まないといけないよと、よく気をつけて、気をつけてというのが、そのミストシャワーを見て、気づきの分でもた効果があると思えますので、ただ、教育施設でありますから安全上の問題とか、

私はちょっとわかりませんが、いろんな検討課題があるかと思いますので、ぜひ来年に向けて導入の研究をしていただきたいと思います。

もう時間が終わりましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで、7番、黒田昭雄君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩いたします。再開は2時5分から行います。

午後1時50分休憩

午後2時04分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 本日、私ラストバッターでございます。一般質問はこの何年間、3日かかったのは久しぶりだと思います。そういう意味で、きょうしっかりたぐいまから頑張ります。どうかよろしくお願いします。

通告に従い市政一般質問を行います。

まず、1点目でございますが、最近、外国人による土地、建物などの不動産取得が幾らか見受けられ、このことが最近話題になっております。このようなことになったことは、対馬の経済が低迷し、これが長期化し、個々の経営が、経営の破綻を招くという大変痛ましいことから、やむを得ずこのようなことになっているものと私は推測します。

しかし、現行の我が国の法のもとでは、外国人に対する土地の購入の規制はできないようになっております。時間が過ぎれば、このことはさらに拡大するものと予測されますが、対馬市は何か策を講じてもらうよう、国などの働きかけ、これらをどのように考えているかお尋ねをいたします。

2点目でございますが、「地域の元気臨時交付金」の用途についてお尋ねをいたします。平成24年度の国の大型補正予算、平成25年1月緊急経済対策が閣議決定されました。実質は平成24年3月補正予算及び平成25年度の当初予算、または補正予算、これらの対応として予算の計上がなされるというふう聞いておりますが、我々には非常にわかりにくいこの予算の構成になっております。この名称は「地域の元気臨時交付金」として、全国自治体へ総額1兆3,980億円が交付され、このような中で対馬市は、どのようなことに、この交付金を活用されたかお尋ねをいたします。

3番目、最後でございますが、平成24年度の目保呂ダム馬事公園の入場者総数は年間4,400人

に及んでおります。設立された平成15年の800人に対し、5.5倍の数値は大いに頑張ったと評価されるものと私は思います。これまで上県町を中心に、関係者の努力に敬意を表するものであります。

そのような中で、馬の調教師の役目が非常に重要であります。昨年8月に対馬市議会産業建設常任委員会の現地調査の折において、馬事公園の現場と、いわゆる上県地域活性化センターの担当部署との現地の問題について幾らか問題が発生したことを、私は記憶に残るところであります。その後、解決がどのようになったか、そこらについてできれば回答を求めたいと思います。

それと市長には、対州馬振興とこの馬事公園の位置づけ、このバランスがどのようになって、そのようなこと自体が役目を果たしておるか。市長の評価がどの程度のものか、私は直接聞いてみたいと思います。

3点について、市長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 大浦議員の御質問に答えさせていただきます。

特に外国人、韓国人の方の土地の購入という問題が平成20年春以降、対馬の土地が買い占められているなどと週刊誌に掲載されたことがきっかけに、国会でも取り上げられるなど、対馬がある意味お騒がせをしたところです。

このことから、市民をはじめ、日本国中からさまざまなメールや電話が届きました。市のみならず県のほうにも届くところになり、大きな社会問題とされ、県と市で韓国人による市内の土地の購入状況というものを調査をしました。これにつきましては0.0069%という土地が買われているということ、改めて把握をしたところあります。

また、自衛隊用地の隣接地も買われたことが引き金となって、この問題が沸騰したわけですが、このような国防上の問題もあるということから、平成20年11月12日に私は国会議事堂に隣接します憲政記念館というところに呼び出しを受けまして、外国人に土地を買い占められている、対馬市の市長を呼べというようなことで呼ばれたところです。

そして、不動産売買の実情、法整備の必要性、国の責任による対応の必要性等を縷々その場で説明をさせていただきました。その結果、元経産大臣であられた平沼先生を中心とした、超党派の国会議員11人が対馬を視察にお見えになるなど、当時は団長として山谷えり子先生もお見えでしたが、マスコミに対しまして「離島を活性化する法整備を行い、国土の防衛につなげたい」というような発言を行われました。

このような国会議員の先生方の御支援をいただき、外国人の土地購入規制を盛り込んだ「防人の島新法」の制定に向けた要望書を自民党本部に提出し、自民党も特措法制定に向け、党内で検討を進めていただいたところですが、平成21年8月の民主党政権誕生によってこのことも頓挫

をしてしまいました。

しかし、平成24年、昨年12月の総選挙で自民党政権が復活し、さらに本市議会により、「国境離島特別措置法制定に係る意見書」が国に提出されたことから、特措法制定に向けての取り組みを強化し、今定例会終了後に市議会とともに国に要望書を提出する予定であります。

また、この特措法に関しましては、制定に向け、県の離島振興協議会内に長崎県国境離島振興専門委員会が設置をされ、私が会長という立場で、今後も機会あるごとに対馬市の振興と、そして保全等のために、この特措法制定に向け要請を続けていきたいと思っております。

その後も国会議員の方々がたくさん対馬にお見えです。全ての党派の方々に対馬まで足を運んでいただいております。先日も維新の会の方々の方が6名でしたかお見えでした。そして、1泊され、全島をくまなく回られる中で、対馬の実情というものを理解をしていただいたものと思っておりますし、私も1時間半程度でしたか、面談することができました。それで、こちらの実情等もきちっと伝えたところであります。

次に、2点目の「地域の元気臨時交付金」について説明をさせていただきたいと思っております。

ことしの1月11日に閣議決定されました日本経済再生に向けた緊急経済対策において、日本経済再生に向けた大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢で長引く円高、デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すこととしており、この決定方針に基づき復興の加速、防災の強化、機動的な経済財政運営、そして成長のための戦略の実行・実現を柱とする具体案がまとめられました。

このこういう方向の中で、大浦議員の質問は機動的な経済財政運営において、いわゆる15カ月予算の考え方で、平成24年度大型補正と平成25年度当初予算の連動で景気の下支えを行うため、最も効果的、効率的なものとなるよう財源措置された、国の予算を対馬市はどのように活用しているのかというものだと思います。

この緊急経済対策において、追加された公共投資の地方負担額が多額となるため、その地方負担額に応じて配分されるのが、地域の元気臨時交付金であります。この地域の元気臨時交付金については該当事業が限定されており、まず、補助事業については国の平成24年度補正予算（第1号）、または25年度当初予算に計上された公共事業のうち、建設公債の対象となる予算補助事業及び平成24年度補正予算、または25年度当初予算に計上された建設公債の対象とならない国の予算補助事業であって、その地方負担が建設地方債発行対象であるものとなっております。

地方単独事業については、平成25年1月12日以降に平成24年度または平成25年度予算に計上され実施される事業で、建設地方債の発行対象である事業となっております。また、当該交付金については、基金への積み立ても可能となっており、この場合は26年度中に実施する事業で、建設地方債の発行対象となる事業に充当できることとなっております。

このため、本市ではこの緊急経済対策につきまして、各部署が対象となる事業の検討を行い、臨時交付金の充当の対象となる予算補助事業に充当したほか、地方単独事業については、上対馬町古里地区に建設され40年以上経過し、危険家屋となっている旧上対馬高校寮を解体して公園を整備する農村公園整備事業、野良の市有地の有効活用のための野良広場整備事業、そして比田勝統合幼稚園の建設に向けた周辺整備のための比田勝中央橋橋梁整備事業に充当をしております。

こちらについては平成25年度第1回市議会定例会に平成24年度一般会計補正予算（第7号）、及び簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、並びに水道会計補正予算（第2号）として上程をし、また国や県との協議が必要なものにつきましては、平成25年度第3回市議会臨時会の平成25年度一般会計補正予算（第1号）、及び第2回定例会の一般会計補正予算（第2号）の中で御審議をいただいたところであります。

先ほど申しあげましたとおり、地域の元気臨時交付金は国の緊急経済対策として位置づけられた事業の中で、地方が負担した分について交付されるもので、本市の場合はこれまで33件、事業費ベースで総額17億2,066万円を計上し、緊急経済対策における本市の負担分は6億3,504万3,000円となることから、元気交付金として交付される金額は試算ではありますが、5億7,153万9,000円と推察しております。

そのうち、これまでの事業に元気交付金を充当した金額は4億1,090万円であります。今後、事業に充当できる金額というものは1億6,000万円程度になるものと考えております。

しかしながら、これまでに交付決定がありました第1次分は平成24年度内に予算化したしました緊急経済対策の地方負担分、4億851万3,000円に交付率を0.9を乗じた3億6,766万2,000円にとどまっており、第2次の交付決定は本年12月中旬の予定であります。

このような状況から、元気交付金は一旦基金に積み立て、各部署から提案のありました新規事業や対馬市振興計画に計上された事業の財源として、平成26年度当初予算において御審議いただくものと考えております。

次に、3点目の対州馬の振興と馬事公園の位置づけの問題でございますが、日本在来馬8馬種の一つであります対州馬は、昭和25年に2,400頭余りが飼育をされておりましたが、現在では島内に31頭、島外にそのうち7頭しか飼育されておらず、絶滅が危ぶまれる希少種となっております。

平成24年12月に、昭和47年に発足をしました対州馬振興会から対州馬保存会へと組織を改変し、保護、増殖に取り組んでおります。対州馬の活用ですが、島内におきましては初午祭、あじさい祭、国境マラソン、陸海空自衛隊のそれぞれの記念行事、警察署のキャンペーン等、また各地で開催される数多くの祭り等の行事にも参加をし、乗馬体験等を行っております。

ことし1月にはNHKの生放送にも出演し、対州馬を全国にPRすることができました。また、7月25日に行われました臨海道路厳原久田線の開通式でも、通り初めの先頭を務めた凛々しい姿は皆様の記憶にも新しいことと思います。

島外におきましては、昨年10月に佐世保で開催されました、全国和牛共進会で乗馬イベントを実施し、PR活動を行いました。施設については佐護、井口浜において、平成24年度に5.5ヘクタールの放牧場を整備し、2カ所で5.9ヘクタールとなっております。また、佐護地区で廃業された牛舎を借り受け、厩舎として利用もしております。

昨年度の産業建設常任委員会で御指摘を受けました、飼育スタッフの増員及び常時雇用等につきましては、平成24年度は緊急雇用対策事業による未経験者1名の雇用と、週3日間勤務の雇用1名で対応しており、調教師に負担をかけておりましたが、本年度は臨時雇用の2名と調教師の常時3名体制をとっており、改善が図れたものと思っております。現在、1名の調教師が調教、それと乗馬体験まで行っており、負担が大きいため新たな調教師の雇用、育成、また増頭による飼育管理費の増加、厩舎等の施設不足についても、大きな課題でありまして、現在、これらの課題に対応するため管理計画の策定を進めております。

開園当初の来園者は、年間800人程度でしたが、平成24年度が先ほどおっしゃられましたように5.5倍の4,400人にまで達しており、上県地区においては野生生物保護センターに次ぐ観光地となっております。

目保呂ダム馬事公園は、県道舟志宮原線、林道飼所舟志線を介し、主要地方道上対馬豊玉線、通称もみじ街道に通じておりますが、一部狭隘な箇所があり、観光ルートとして確立をされておられません。地元瀬田地区においては、地域マネージャーとの協力により策定した地域づくり計画に基づき、改良工事について積極的に要望が行われております。

この区間が改良されますと、もみじ街道と馬事公園が一体となった観光ルートとして、観光客や乗馬体験等の来園者の増員が図られ、対州馬の保存利活用と合わせ、北部対馬の活性化につながるものと思っております。また、8月28日に上県町で開催されました石原環境大臣と地域の方々とで行われました「車座ふるさとトーク」において、篠原調教師の対州馬についての紹介等に対し、絶滅危惧種ではないことに驚かれ、国の担当省庁に早急に調査するよう、石原大臣のほうで支持をされましたので、今後の国の取り組みに期待をしているところでございます。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） まず、外国人の土地のことなんですが、先ほど平成20年以降に調査をされたということですが、私は聞き取りで、この最近の実態を調査いたしました。

厳原町が、中心部の市街地が不動産の移動があったのかと思えば、テナントがほとんどでありまして、実際に買われているという事例は意外と少ないという実態がありまして、10件に及ぶ

ぐらいの規模だと思います。そのテナント利用及び一部取得、それと美津島が結構移動はしております、7件ほどこれは買い取られたというふうな状況に近いやり方だと把握しました。

北部なんです、上対馬に相当そういう事例があるかなといえそうではなく、動きとして2件ぐらいの範囲でございました。峰が1件、これは釣りの専門の宿泊施設を買い取ってやられておるということであります。

意外と土地を売買をして、非常に韓国資本が入ったということではなく、テナントによる施設の利用というのが厳原町の実態のようにあります。一部は、ホテルが最近買い取られたとかいうふうなことがございますが、この実態ですが、我が国の外国人土地法という法の制定が大正15年になされて、このころは自由に外国人も土地を買うことができるが、2つの要件が制限されておりました。一つは、日本の国民に、逆に土地の規制をする国についての国民については買わせない。相互のあり方ですが、後は先ほど言いますように、国防に関する問題のある土地については制限する。この2つがあったんですが、終戦後、昭和20年にこの2つを退けて、全ての国の、世界のどなたが来ようと、土地は買うことに制限がないというふうなことを法務局のほうから説明を受けました。

それと最後にですが、そのときに外国人の名前で登記が可能かと言えば、可能であるという言い方されたんですが、私は対馬の場合、韓国の方の名義でなくて対馬におられる方とは限りませんが、日本国名の方の名前が出て、わかりにくいというふうなことを聞いておりますが、直接登記は可能であると、そのようなことを初めて法務局のほうに行きましてわかった次第であります。

それと、先ほど市長がそのことについて、自民党あるいはその他党派を超えた議員団が入った、私もそのことは十分承知しております。この8月の末に日本維新の会の6名の国会議員の先生方、私もその中に、竹敷の方面のことについて同行していただけんかということで、皆さんと一緒に参りました。

その中で、今から申し上げることをちょっとよく聞いてほしいんですが、自衛隊の元海軍の用地を買われたのは、平成20年の前後であることは明確なんです、その近辺が、また最近買われたということでございます。

ところがその近辺の土地の護岸は、旧海軍が竹敷に水雷艇を係留しておった基地である。この土地の海岸の石積み、これは文化庁の所管になりますが、名称が「日本近代化遺産」というふうなことで、平成23年の11月に土木学会の指定を受けてAランクになっておると。

このことについて、市長ではなく、これは教育委員会の部門になりますけど、この文化遺産についてのことに御存じでおられたか、教育長でもいいですが、教育部長でも結構ですが、御答弁をお願いします。

○議長（作元 義文君） 教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 竹敷の元海軍の護岸、近代遺産として土木学会といますか、指定になっているということは承知しておりました。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） これは教育長でも市長でも結構なんですけど、私は今の制度の中で国に働きかけ、あるいは離島振興法の中で今後それをうたう。これもいいんですが、私は地元の対馬市の中で重要な文化的なそういう施設等、遺跡等についてこれを売り渡してはならないというふうな思いもありますが、そこらの調査をされて、例えばそこを、国といろいろ協議しながら確保していくというふうな方向、方針は教育長、今からのことですが、法案が通る、通らないの前に、そこらあたりのことについて、私は地元としていろいろなことを把握することは大変大切だと思いますが、御意見をちょっと頂戴いたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 文化財の周辺、それを取り巻く用地関係の調査ということで解釈すればよろしいのでしょうか。

○議員（16番 大浦 孝司君） そういうことで……。

○市長（財部 能成君） そういうことでありましたら、時間はかかるでしょうけれども調査は可能かと思えます。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 私は竹敷の石積みの護岸、これが非常に機械の力のない時代の建造物としては、相当高く評価されておることを資料で見まして、これは少し考え直してその現実と、それから先の対応は必ずせなならんというふうな思いで、きょうはこの席に立っておるわけですが、豊田部長さんが先ほど存じておるということでありましたが、これぜひこの地区のことを含め、文化財を含めて土地が買われるということは、私は極力避けなければならん。

そうすれば売買が自由にあっても、場合によっては、市が一部を買うなり、所有者への打診をして、いつの間にか買われるということのないように、私は具体的な仕事として調査をする時期に入っておると思いますが、教育委員会の観点から、文化財のほうの部署の今後の指導とか言いますが、そこらあたりについて教育長、御意見を少しいただきたいと思えます。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 今、大浦議員が言われている場所というのは、私もそこだろうというふうには、大体感じているわけです。

文化財審議委員の方からも、これはすばらしい遺構だということで、私も実際見に行きました。石垣の精巧さ、そして規模の大きさからして、ぜひ対馬の宝として残していかなければいけないなあという気持ちは持ちましたが、その後、具体的にはまだ動いておりません。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） そういうふうな確認をされて、そういう思いがあるということで、私はぜひ今後、そのような前向きな対応をお願いしたいということでこの件は終わりますが。

日本維新の会の皆様の行動は、今後の国会においてそれを制限を一部考えるような検討をされて、国会に法案を提出して、自民党とそのことを合同に詰めて、それを成立させるような方向でいきたいというような意見が、中田宏さん、もと横浜市長ですね、代議士が座長という形で来られて、そういうふうな発言をされておられました。

申し上げますのは、時間がたてばじわじわ、じわじわ土地が動いていく可能性のある中で、地元のこの自治体の皆さんが、やはり足もとにある宝、あるいは守るべきものは先行して、チェックをして、それを確保していくことは、私は当然と思っております。一つ前向きによりしくお願いいたします、この件は。

それから、対州馬の件は馬事公園の中身について細かに報告がありましたので、ほとんど実態どおりにことがあったことを思いました。それで言えることは、現在の雇用の、あるいは応募したときの条件が、やはり市の嘱託職員としての労働対価を払っていく、その中で応募されたわけで、それに来た方々が市の方針に従ってもらう、これは当然と思うんですが、その中で私が気がついたのは、確かに当初の公募のとき、半分以下の頭数であったが現在、目保呂には19頭そこの馬が飼養管理されておる。調教ということもあるが、種馬もおれば繁殖馬もおる。そういうふうに非常に調教師に負担がかかっておることは、私も現場で見いております。

私が要するに申し上げたいのは、かなりの時間の経過する中で、かなりの馬の飼養管理と調教と含めてハードなことになっておるが、そこらあたりを再度調教師の意見などを聞き取って、調整にされてほしい、話を聞いてほしい、ここのことが一番問題であります。

厩舎をただ餌をやるとかいう方々の2名は、私は現場はそれで十分話はできるだろうと思っております。ただ、調教師の負担はそれ以上あるようですから、これはいろいろ調べた中で話し合いを再度また、担当部署の上県地域活性化センターの部長さん、よろしく願いいたします。

それと、私のこの4,400頭という数字を聞いたときに、ここにこう書いています。これ部長さんからいただいた資料なんですが、平成22年度から公園の来園者が増加した理由、これは資料から引っ張っております。21年度までは、初午祭りと乗馬体験のみであったが、調教師の篠原さんが、平成24年4月から着任以来、見学者、その他増加したというふうな書き方、いわゆる調教師の影響が非常に好感を受けておるというふうな書き方がされております。多分そのとおりだと私も思います。ですから、4,400人という数字は、私は大したもんだなというふうに見ております。

市長が先ほど言いました北部対馬の観光の一部に結びつけたい、これも非常に成功事例として

私も思っております。評価としては、非常にたたえたい、このように思っております。それと、先ほどの厳原臨港道路の開通式の写真、これはすばらしい写真です。私はむしろ対馬の滅亡していく対州馬をこのような格好で結びつけた一つの企画は、私はもう抜群だと、この写真、すばらしいと思います。

それゆえに調教師の立場を十分また支えてやって、この馬事公園の運営をさらに人が来るようなことで、私はお願いをしたい。このことを市長に、そして上県活性化センター部長、ひとつよろしくお願いします。その辺の話を少し聞いてやってほしいと思います。

最後のことに触れたいと思うんですが、実は緊急経済対策が対馬市でどのようにお金が使われたか。これは、実はこの事業に対して全体的なことを私は聞くよりは、こういうふうな過程がございました。

実は平成23年度に、対馬獺友会の方針として一部の有志の中で、このままイノシシ、鹿をただ対馬市から補助金としてもらって、そういうふうな経営ではいけない、あり方ではいけない。そして、死んで処分していく、あるいは言葉は悪いんですが、土に埋めてそれで終わるというふうなことではなく、この資源を活用するような大きなプロジェクトを組み立てました。

この内容は、実は全島のイノシシ、鹿を3,000頭ほどは食肉解体で持っていき、残りの、死んで処分するやつは、全部ペットフード工場をつくり上げ、これによって販売を行っていく。この大きなプロジェクトを県の単独事業で23年度立ち上げました。これで1億円の補助金があったんです。しかし、この1億円の補助金は80%補助で、上限が1億2,500万円、この金額が設定されておりました。私もその中の内容ですが、おおむね1億2,500万円ぐらいの事業費でありました。

そして県内7つの振興局、この中から一つだけ選ぶという非常に厳しいものでありました。最終的には耆岐市が取りました。そして残った6地区においては、県がどうこれをフォローしていくかということで、平成24年度、去年、そのことですとその対応をいたしました。最終的には財源不足で県としても24年度内には断念しました。

ところが、先ほど言います緊急経済対策の予算を何とか確保して、この事業の対応をしたいという県の方針を私受けまして、ことしの2月いっぱい、ちょうど選挙運動がありよるところです。2月いっぱいこのことを待ったんですが、とうとう断念せにやならんというふうなことになりました。

そうしていわく、県は緊急経済対策の新しい25年度に、どうかして対馬市と話をしてこの事業ができないかというふうなことに私は一つの方針を伝えられました。それで、結果的にできなかったということですが、市長の今までのことが、もしこのことに少し話を聞かれたのか、あるいはそうでなかったのか、どのように思われたのか、そのことをこの場でお伺いしたい

と思います。ちょっと長くなりました。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、大浦議員のお話を聞いておりまして感じましたのは、元気臨時交付金の基本的なスキームという国が設定したスキームというのを、今の県の方はちょっと履き違えているなというふうに、私は感じてなりません。

交付金で国がぼんと流し込んで、あとは自由にいいんだよというふうな制度では、全くこれはありません。今回のやつは、先ほどから何度か説明をしましたが、建設公債、よく建設国債と言われますが、その建設国債を原資として国は交付金を組み立てました。建設国債ということは、基本的にハード事業に使ってください、それともう一つ大事なものは、公共、もしくは公共的な団体における事業にそれは使ってくださいというのが、建設国債の基本的な考え方です。

そういうことから、こちらが後自由になる財源というものでは全くありませんので、その点を今のお話しの県の方がとおっしゃられましたが、元気交付金の全体の仕組みというのを履き違えられているのではないかと、その方は、というふうに思われてなりません。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 私もそういうふうなことを一部お話を聞きまして、再度振興局のほうの、元の担当と、そういう市は考え方を持っているがどうであるかということでしたところ、まあ、市長、怒るかもしれませんが、できないことはなかったはずやという意見がありました。そうありましたということで私はいるんですが。

だから、そのところが県の見方はそれが単独の事業でできることになるというような話をされたんですが、その辺のことが私は今回のことにわざわざこんな質問の仕方をしたわけです。それはあったとおりのことを私言っているんですからね。

市の5月のちょうど告示前の2日前やった、そのときに県のほうが地域振興部の課長補佐、係長、それと市は藤井マネージャー、それから振興局の担当課長がおられまして、事業主体が3人おりまして、その中で説明があったんですが、藤井政策マネージャーが申し上げた中に、市がこのことについて検討するという話はございました。

選挙が終わって6月、もうすることができんようになりましたというのは神宮室長、そして、もう25年度にはできませんから26年度以降考えてくださいという言い方を、たった2カ月、年が始まったばかりにそういう言葉を私は聞いたときに、それは予算があつての仕事です。しかし、ただ県と最終段階の話を私はしたい、知事と談判してでもしたいというふうに思っております。

市長、ちょっと解釈に差があるようですが、今のは事実でございます。そのように聞きましたので。いかがですか、あなたは絶対できんということと、いや、そうじゃないという言い方。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私が知っております元気交付金の組み立て、国の考え方というのからいきますと、今の話はどう考えても県の職員の解釈は私は間違っているというふうに思います。そうじゃないと、建設国債を原資としたこの事業というものの根本が崩れてしまいます。そこは何か勘違いをされているのではないかと思われてなりません。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） このことがきょうの争点であったわけですが、私はこのことを進めるに当たって、長崎県がこのことについて前向きでございました。しかし、限られた予算の中でなおさら厳しくあります。

しかし、今年度の中で結論をどうかして前に進めて、知事と私は談判してみたい。そしてまた、その他の事業等で対応が可能なところがあれば、何とか25年度内に結論を出してみたい、このように私は心意気を持っております。

時間がもう1分しかございませんが、意見の解釈が別れたことはしょうがないとしまして、またそれなりにこのことを報告しまして私なりに、またその話をここでやったということは話してみたいと思います。そういうことで時間がまいりましたので、これで終わります。

○議長（作元 義文君） これで、大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 以上で、市政の一般質問は全て終わりました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時55分散会
